

# 資 料



## 1. 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	数値目標等		
	基準値（年度）	現況（R5年度）	目標値（年度）
<b>《1 気候変動対策の推進》</b>			
①温室効果ガスの排出量	4,310万 t-CO <sub>2</sub> (H25)	3,884万 t-CO <sub>2</sub> (R2)	2,797万 t-CO <sub>2</sub> (R12)
②再生可能エネルギー発電出力	1,364,313kW (R1)	2,405,079kW	3,000,000kW (R12)
③適切な森林整備（間伐面積）	3,147ha (R1)	2,978ha	3,400ha (R12)
④バイオマス（林地残材）利用量	54,560t (R1)	66,887t	94,000t (R12)
<b>《2 循環型社会の形成》</b>			
①1人1日当たりの家庭排出ごみ量	527g/人・日 (H30)	530g/人・日 (R4)	462g/人・日 (R7)
②一般廃棄物のリサイクル率	30.6% (H30)	22.7% (R4)	35% (R7)
③産業廃棄物のリサイクル率	54.5% (H30)	—	56% (R7)
④ダイオキシン類排出量	H9比96%削減 (R1)	H9比98%削減	H9比99%削減 (R12)
<b>《3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全》</b>			
①生物多様性の認知度	56.9% (R1)	57.1%	75.0%以上 (R12)
②希少野生動植物種保護支援員数（累計）	1,063人 (R1)	1,310人	1,700人 (R12)
③水源の森の整備	564ha/年 (R1)	454ha/年	610ha/年 (R12)
④自然資源を保全・活用する活動団体数	54団体 (R1)	75団体	65団体 (R12)
<b>《4 生活環境の保全》</b>			
大気、水質等の環境基準の達成・維持			
□ 大気関係 ※1			
・二酸化硫黄	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
・二酸化窒素	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
・一酸化炭素	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
□ 水質関係 ※2			
・海域（COD）	83.3% (R1)	88.9%	向上させる (R12)
・河川（BOD）	96.8% (R1)	96.8%	向上させる (R12)
・湖沼（COD）	63.6% (R1)	63.6%	向上させる (R12)
□ ダイオキシン類 ※3	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
<b>《5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進》</b>			
①環境学習指導者バンク登録者数	170人 (R1)	200人	200人 (R12)
②環境学習参加者数	74,581人/年 (H24-R1平均)	92,902人/年	85,000人/年 (R12)
③こどもエコクラブ数（累計）	1,165団体 (R1)	1,206団体	1,300団体 (R12)
<b>《6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進》</b>			
①水素ステーションの設置	1か所 (R1)	1か所	—
②ISO14001取得等団体数（累計）	284団体 (R1)	313団体	320団体 (R12)
③農山漁村交流滞在人口（年間）	11.6万人 (R3)	30.3万人 (R4～R5)	70万人 (R4～R8)
④環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	459ha (R1)	468ha	500ha (R6)

※1 対象となる環境指標を測定している大気測定局のうち、環境基準を達成した測定局の割合

※2 県内全ての調査対象水域のうち、環境基準を達成した水域の割合（日平均値の環境基準適合日数が総測定日の75%以上）

※3 大気環境・水環境（海域・河川・湖沼・地下水）・底質環境（海域・河川・湖沼）・土壌環境に関する全ての調査対象地点のうち、環境基準を達成した地点の割合

## 2. 環境保全対策関係予算

(単位：千円)

所管	新・拡・廃	事業名	R6年度予算額	事業概要	施策体系
			R5年度予算額		
県民生活課		やまぐち消費SDGs 県民連携推進事業	5,000	消費者にSDGsに沿ったライフスタイルの見直しを促す「消費のSDGs」に興味を持ってもらい実践してもらうため、県民と事業者、学校、行政の連携強化及び普及啓発を推進する	1 5 6
			5,000		
環境政策課		2050ゼロカーボン・チャレンジ推進事業	31,772	県民や事業者自らの脱炭素型ライフ・ビジネススタイルや事業活動での地球温暖化対策の取組(ゼロカーボン・チャレンジ)を推進する	1 5 6 7
			29,695		
		省・創・蓄エネの導入 促進事業	326,069	民生部門(家庭部門、業務その他部門)を中心に、省エネ化や地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、本県のエネルギー産業の振興に資する省・創・蓄エネ設備の普及を図る	1 6 7
			406,246		
		ゼロカーボン・ドライブ普及啓発拠点整備 事業	48,091	県有施設を太陽光発電等の再生可能エネルギー電力と電気自動車等を組み合わせたゼロカーボン・ドライブの普及啓発拠点として整備するとともに、AI・IoTも活用した分散型エネルギーシステムを構築し、地域脱炭素社会の実現を目指す	1 6
			38,644		
		日韓海峡沿岸環境技術 交流事業	980	日韓海峡沿岸県市道間の環境保全や相互交流促進のため、共同調査を実施する	7
			1,225		
		山東省環境保全パート ナーシップ事業	1,430	中国山東省から環境保全技術研修生を受け入れて、環境問題の解決に向けた研修を実施するとともに、県からも技術指導者を派遣し、地域レベルでの地球環境保全対策を推進する	7
			1,788		
		県有施設への太陽光 発電設備導入促進事 業	63,757	R4年度に実施した「太陽光発電設備の導入ポテンシャル調査」の結果を踏まえ、太陽光発電設備が設置可能と判断した県有施設について、自家消費用の太陽光発電設備を導入する	1 6
			6,899		
		快適なくらしづくり 推進事業	914	日常生活に密着した環境の保全活動等について、県民や関係団体等の意識の醸成を図るとともに、環境保全活動功労者等の表彰を実施する	7
			771		
		環境審議会等運営事 業	1,373	環境審議会の運営を実施する	7
			948		
		環境影響評価指導審 査事業	2,166	各種開発事業の実施に当たって、環境汚染の未然防止や開発と環境保全との調和を図るため、環境影響評価法及び条例に基づき、事業者が行う環境影響評価について指導・審査する	7
			2,148		
		環境保全管理運営対 策事業	7,459	環境保全に係る様々な管理運営を実施する	7
			7,467		
		騒音振動悪臭対策事 業	14,899	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定や調査指導を実施する	4
			17,003		
		ダイオキシン類測定 施設管理事業	16,588	高度安全管理棟であるダイオキシン類測定施設の空調等の維持管理を実施する	4
			16,588		
		ダイオキシン類削減 対策総合調査事業	16,127	ダイオキシン類削減対策を推進するため、特定施設等の立入検査、発生源の周辺環境調査を実施するとともに、常時監視の実施により環境基準の達成状況を把握する	4
			15,130		
		大気汚染監視指導事 業	1,659	光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質の常時監視を実施する	4
			1,659		
		大気汚染常時監視事 業	110,366	PM2.5などの大気汚染物質の常時監視を、越境汚染の影響も考慮した体制に見直し、充実・強化する	4
			99,281		
		オゾン層保護対策事 業	382	フロン等の環境濃度調査やフロン類回収業者等に対する指導を実施する	1
			392		
		環境放射能水準調査 事業	32,183	環境中の放射能や放射線の測定を実施する	4
			111,848		
		有害大気汚染物質環 境調査事業	1,417	有害大気汚染物質について環境調査を実施する	4
			1,771		
		基地公害対策事業	1,044	岩国基地周辺において、航空機騒音に係る環境基準達成状況等を把握するための調査を実施する	4
			1,002		
		化学物質環境汚染実 態調査事業	1,894	環境中の化学物質の挙動及び残留性の実態調査を行うとともに、化学物質の環境中への排出量を把握する	4
			1,887		
		公害調査船運営事業	5,006	工場・事業場における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、公害防止条例に基づく基準の遵守状況や瀬戸内海の水質・底質の汚濁状況等を調査するために環境調査船の運行を実施する	4
			13,062		
		水質土壌汚染対策指 導事業	2,876	工場・事業場における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、公害防止条例に基づく基準の遵守状況の調査及び土壌汚染対策について適切な指導を実施する	4
			2,239		
		水質環境監視事業	11,967	海水浴場調査、底質調査及び瀬戸内海の広域調査並びに生活排水の適正な処理について普及啓発を実施する	4
			14,068		

(単位：千円)

所管	新・拡・廃	事業名	R6年度予算額	事業概要	施策体系
			R5年度予算額		
環境政策課		水質環境保全推進事業	365	閉鎖性水域である瀬戸内海に流入する汚濁負荷量（COD、窒素、りん）を削減するため、総量削減計画の策定並びにその進捗状況の把握と汚濁負荷量の効果的・計画的な削減の指導を実施する	4
			365		
		公共用水域水質調査事業	23,126 25,750	公共用水域及び地下水の環境基準の維持達成状況を把握するための調査を実施する	4
		環境学習関連事業（セミナーパーク管理運営等事業）	— —	県民、NPO、民間団体、事業者、行政等との連携・協働のもと、多様な環境情報の提供、人材（環境学習指導者）の育成・派遣・交流、学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援による全県的な環境学習を推進する また、県内の自然環境学習拠点施設と連携し、魅力ある体験型環境学習講座を開催する 《※予算は、「セミナーパーク指定管理料」に含む》	5
生活衛生課		水道施設整備促進事業	151,561	市町等が行う老朽化した水道施設の更新や耐震化の取組に対する支援を実施する	4
			293,687		
		水道衛生指導事業	495 435	水道整備計画、水道事業等に係る認可、指導監督、水道施設に係る維持管理指導、水道水質検査に係る指導を実施する 飲用井戸の実態把握、飲用井戸等設置者からの相談、改善指導、汚染された飲用井戸に対する措置を実施する	4
廃棄物・リサイクル対策課		ぶちエコやまぐち3R推進事業	6,517	食品ロスやプラスチックごみなどの廃棄物の3Rについて、多様な主体が連携・協働し、県民総参加での取組を推進することにより、循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量化・循環利用の促進を図る	1 2
			8,073		
		やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	74,657 58,995	海洋ごみの回収・処理等や内陸から沿岸に至る流域圏での海洋プラスチックごみの発生抑制対策など、多様な主体との連携による海洋ごみ対策を推進する	2
		資源循環型社会形成推進事業	142,750	廃棄物の3Rに係る研究開発から普及拡大までの各段階における切れ目のない支援を行うことにより、次世代を担う資源循環型産業の強化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す 山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）の改定に向けた調査を実施する	1 2 6
	127,350				
	産業廃棄物適正処理推進事業	83,193 85,078	産業廃棄物の適正処理を推進し、県民の安心・安全を確保するため、監視パトロール等による不適正処理の未然防止と関連事業者の優良化に向けた取組を推進する ・監視パトロール班等による不法投棄等の監視 ・夜間、休日等の監視パトロールの実施 ・情報収集のためのフリーダイヤルの設置 ・PCB 廃棄物の適正処理の推進 ・事業者を対象としたセミナー等の開催 ・環境マネジメントシステム取得費用や女性就業環境整備費用等への補助による、優良産廃処理業者の育成及び支援	2	
自然保護課		鳥獣保護区等設置事業	7,523	多様な野生鳥獣の生息環境保全を図るため、鳥獣保護区等の指定を実施する	3
			7,007		
		鳥獣保護推進事業	1,129	野生鳥獣との共生の重要性について普及啓発を実施する ・傷病鳥獣の保護 ・愛鳥行事 ・野生鳥獣生息調査 ・鳥インフルエンザウイルス野鳥保有状況調査	3
	1,134				
		ツキノワグマ保護管理対策事業	3,103 2,946	西中国山地のツキノワグマを、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、県民の生命財産を守りつつ適正に保護管理する	3
		野生鳥獣適正管理事業	3,464 3,464	ニホンジカの適正な保護管理のため、生息状況調査等を実施する	3
		放鳥事業	1,052	狩猟資源の保護増殖を図るため、鳥獣保護区等へのキジ、ヤマドリ等の放鳥を実施する	3
	1,052				
	拡	野生鳥獣管理対策強化事業	65,740 48,288	シカなど生息数が増えすぎた野生鳥獣の捕獲対策の一層強化や捕獲の担い手の確保・育成する	3
		自然公園保護管理事業	34,977	自然公園管理員や自然公園指導員の設置により、自然公園施設の適切な管理を実施する	3
			14,554		
	利用施設維持補修事業	8,424 8,302	自然公園施設の快適な利用のための維持補修等を実施する	3	
	中国自然歩道管理事業	3,370	県内の中国自然歩道の快適な利用を図るため、草刈りや清掃、パトロール等を実施する	3	
		3,370			

(単位：千円)

所管	新・ 廃	事業名	R6年度予算額	事業概要	施策体系
			R5年度予算額		
自然保護課		秋吉台国定公園管理 事業	1,440	秋吉台の自然景観保持のため、「山焼き」の運営費等について負担する	3
			1,440		
		自然公園等施設整備 事業	11,200	国交付金を活用した計画的な自然公園施設の改修等を実施する ・北長門海岸国定公園 市町が実施するエコツーリズムの支援として、関連施設の整備を実施する ・瀬戸内海国立公園	3
			6,981		
		自然環境保全地域等 対策事業	1,683	県内流域において各種団体等が連携して行う活動を促進するため、 基礎調査や技術的助言等の支援を実施する	3
			1,467		
	廃	生物多様性保全対策 推進事業	0	事業見直しのため	3
			1,277		
新	生物多様性地域連携 促進事業	6,633	民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域の「自然共生サイト」への登録を促進するとともに、企業や団体、県民、専門家等の多様な主体が協働・連携して生物多様性を保全する体制を構築する	3	
		0			
	やまぐち自然環境学 習推進事業	9,263	「つの上ま自然館」及び「秋吉台エコ・ミュージアム」に自然解説指導員を配置し、自然環境学習会や入館者に対する解説業務を実施する 自然観察指導員の活用や「緑の少年隊」の育成等を通じて、自然環境の保全を図るための普及啓発活動を実施する	3 5	
		8,148			
	きらら浜自然観察公 園管理運営事業	51,017	野鳥を中心とする多様な生態系を保全するとともに、野鳥観察、自然観察等による自然保護について県民の理解を深めるための運営を行い、自然環境学習を推進する	3	
		50,681			
厚政課		調査研究事業	1,440	環境保健センターにおいて、環境に関する調査研究を実施する	7
			1,310		
産業政策課	新	半導体・蓄電池産業集 積強化事業	181,266	半導体・蓄電池分野において、県内企業が取り組む研究開発・事業化等を支援する	1 6
			0		
産業脱炭素化 推進室		やまぐち中小企業脱 炭素化促進支援事業	156,761	カーボンニュートラルを契機とした県内中小企業の持続的経営への転換と成長・発展を実現するため、県内中小企業に対し、脱炭素経営に向けた意識づけとともに、その取組を後押しする	1 6
			143,038		
		カーボンニュートラ ルコンビナート構築 事業	1,019,500	本県コンビナートのCO <sub>2</sub> 排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながるコンビナート連携事業の実施を支援し、脱炭素社会の産業拠点となる「カーボンニュートラルコンビナート」への転換を促進する	1 2 6
			1,051,500		
	拡	自動車産業電動化イ ノベーション等創出 支援事業	106,416	カーボンニュートラルの実現に向けた国内外の生産車両の電動化シフト等に対応するため、県内企業の業態転換や新事業展開を促進するとともに、自動車のライフサイクル全体での低炭素化に向けた支援を行う	1 6
			69,733		
		「水素先進県」実現加 速化事業	48,688	「水素先進県」実現の加速化に向けて、燃料電池自動車等の導入促進など水素需要の拡大を図るとともに、県内中小企業等の水素関連産業への参入を支援する	1 6
			49,000		
企業立地推進 課		企業立地サポート事 業	1,448,499	国が成長戦略に位置づける蓄電池や半導体などのGXに資する分野に加え、医療関連分野における企業誘致の促進を図るため、本県独自の支援制度を新たに構築し、本県の脱炭素化の取組を加速させるとともに産業振興を図る	1
			1,207,128		
イノベーショ ン推進課		次世代産業イノベー ション加速化事業	137,856	環境・エネルギー、医療、バイオ関連分野において、県内企業が共同で取り組む研究開発・事業化等を支援する	1 6
			264,500		
	廃	次世代産業イノベー ション推進体制整備 事業	0	事業を統合して取組を継続	1 6
			66,733		
廃	次世代産業イノベー ション推進ネットワ ーク支援事業	0	事業を統合して取組を継続	1 6	
		25,771			
拡	地域イノベーション 拡大推進事業	132,597	環境・エネルギー、医療、バイオ関連産業の育成・集積に向け、イノベーション推進センターを設置し、研究開発プロジェクト等の支援や、やまぐち次世代産業推進ネットワークを通じた交流やマッチング等の研究開発・事業化につながる取組を促進する	1 6	
		139,123			
経営金融課		【中小企業制度融資】 脱炭素経営未来投資 応援資金	794,400	脱炭素経営に取り組む中小企業に対して融資を行う 【融資枠】20億円	1 6
			825,400		
文化振興課		国指定文化財保存活 用事業（特別天然記念 物八代のツルおよび その渡来地天然記念 物再生支援事業）	1,256	周南市が実施するツル渡来数回復事業を支援する	6
			2,145		

(単位：千円)

所管	新・拡・廃	事業名	R6年度予算額	事業概要	施策体系	
			R5年度予算額			
農林水産政策課		「農林業の知と技の拠点」新技術開発・実装加速化事業	116,992	本県農林水産業の生産課題に対し、民間企業等の「外部の力」を積極的に取り入れる「農林業産学公連携プラットフォーム」を活用し、本県の実情に即した「山口型スマート技術」について、研究開発から現地実装までに一貫して取り組む	1	
			120,000			
ぶちうまやまぐち推進課		ぶちうま！維新推進事業	18,742	地産・地消の着実な推進に向け、地産・地消推進拠点を拡充するとともに、「ぶちうま！アプリ」を活用した県域でのイベントや各種キャンペーン等の開催を通じて、県産農林水産物の更なる需要拡大を図る 《※予算額は内数（対象事業部分を計上）》	1	
			13,730			
		やまぐちグリーン農産物等販売促進事業	6,000	グリーン農産物に係る流通関係者・消費者の理解促進及び消費者への販売促進に特化・集中して取り組むことで、環境意識の高い消費者を購買層として取り込み、グリーン農産物の生産拡大につなげる	1	
		やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	43,178	住宅・事業用建築物への支援や専門人材の育成、普及啓発等の取組等により、民間建築物における新たな県産木材の需要を創出し、さらなる県産木材の利用拡大を推進する	1	
農業振興課		安心・安全農作物づくりサポート事業	33,738	食の安心・安全や環境保全等の消費者ニーズに対応するため、農薬の適正な使用についての啓発活動や販売店への立入検査を実施するとともに、農作物の生産段階における有害物質などの排除や抑制など、総合的な農作物のリスク管理対策を実施する	3	
			32,004			
		グリーンで安心・安全な農業推進事業	72,632	有機農業等に関するアドバイザーの養成や、市町等の試行的な取組等を促進するとともに、国際水準GAPの知識習得等を進め、安心・安全な農産物の供給と脱炭素化を通じた持続可能な農業を推進する	1 3	
			72,142			
農村整備課		農業農村地域活性化総合対策事業	2,496,000	農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される農村地域において、農地の維持に必要な共同活動を支援し、農業農村の活力を創出する	3	
			2,496,000			
		農業集落排水事業	191,321	農業集落内のし尿、生活雑排水等の汚水処理施設を整備する ・萩市地区ほか6地区	4	
			256,509			
畜産振興課		県産飼料生産・利用拡大促進事業	62,768	県産畜産物の安定供給のため、本県の特徴を活かした飼料生産・利用及び広域流通体制を構築するとともに、病害に強い飼料作物を普及することで、国際情勢等の影響を受けにくい県産飼料への転換を図る	1 6	
			81,000			
			畜産経営スマート化促進事業	3,604	研修会の開催や畜産コーディネーターの支援を通じて先進技術の導入を促進し、生産性向上と効率的な堆肥の製造・利用を両立させ、畜産経営の体質強化を図る 《※予算額は内数（良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業を計上）》	1 6
				4,969		
森林企画課	拡	やまぐち森林・林業未来維新カレッジ推進事業	70,608	専門性の高い体系的な研修制度を構築し、林業経営力の強化を図るとともに、次代を担う林業人材の確保・育成対策を強化する	1	
			59,873			
	拡	林業の新たな担い手確保強化事業	51,027	林業の新規就業者の確保・定着対策に取り組むとともに、副業等の多様な働き手の参画を促進する	1	
			32,895			
	廃	移住林業就業加速化事業	0	林業の新たな担い手確保強化事業に統合のため	1	
			2,540			
			森林経営管理推進総合対策事業	107,974	市町の森林経営管理制度の取組を支援し、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する	1
				119,300		
			木材利用加速化事業	388,930	県産木材供給量の増大に向けて、生産から加工、利用に係る生産性向上に必要な高性能林業機械の導入や木質バイオマス利用促進施設の整備を支援する	1
				371,020		
			森林Jクレジット活用推進事業	9,000	森林Jクレジットの活用を推進し、クレジット売却益の山元還元を通じた「伐って、使って、植える」森林サイクルを促進する	1
				9,000		
			地域森林づくり活動強化対策事業	8,000	地域活動の中核となるボランティアリーダーの養成、森林ボランティア団体等による地域森林活動の支援や森林環境教育への支援を行い、ボランティア団体等の取組を一層推進する	1 5
				8,000		
		県民参加の森林づくり推進事業	10,000	森林の果たす役割や森林整備の必要性等の周知啓発を行い、「2050年の森」の取組成果を活かした周知活動を行うことで、県民参加の森林づくりを促進する	1 5	
			5,000			
新		やまぐちの林業DX推進事業	13,870	AIを活用した森林整備計画作成の超効率化により、計画的な施業面積拡大等を図ることで、林業の経営力向上を支援する	1	
新		「やまぐちフォレストJ V」構築支援事業	5,900	本県林業の振興を図るため、主伐から再造林までの一貫施業化や森林資源の有効活用の拡大により構造的な収益向上を目指す、新たな林業経営モデル「やまぐちフォレストJ V」の構築を促進する。	1	
		森林整備地域活動支援交付金事業	553	小規模分散している森林の集約化に必要な活動経費の支援を行い、森林経営計画作成等の取組を推進する	1	
			3,602			

(単位：千円)

所管	新・拡・廃	事業名	R6年度予算額	事業概要	施策体系
			R5年度予算額		
森林企画課		やまぐち森林づくり普及促進事業	2,784	利水企業を中心とした民間企業による森林づくり体験の実施により、県民に対する森林の多面的機能の重要性の普及啓発を図ることで、社会全体で森林を支える仕組みづくりを構築する	1 3
			2,525		
森林整備課		森林整備加速化事業	180,000	森林資源の循環利用体制を確立し、森林の多面的機能の強化を図るため、間伐や再造林等を行う	1 6
			150,000		
		エリートツリーコンテナ苗安定供給体制整備事業	4,670	再造林率の向上を図るため、造林コスト低減と省力化・効率化を実現できる「エリートツリーコンテナ苗」の新たな生産技術と安定供給体制の確立・定着を推進する	1
			10,918		
		森林機能回復事業	202,732	奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、強度な間伐を実施し、健全な森林へ誘導する	1 6
			203,347		
		繁茂竹林整備事業	175,331	森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図るため、繁茂竹林の伐採、再生竹の除去及び広葉樹の植栽等を実施する	1 6
			194,991		
		地域が育む豊かな森林づくり推進事業	50,000	中山間地域の振興に向けた里山の整備など、地域の課題を踏まえ市町等が独自に取り組む多様な形できめ細やかな森林整備を支援する	1 6
50,000					
	造林事業	737,189	県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止など、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、健全で多様な森林整備を進める	1 6	
		529,177			
	少花粉スギ等優良種苗供給対策事業	14,130	数十年単位の時間を要する森林の育成を確実に進めるため、ニーズに対応した優良な県産種子の安定供給体制を強化する	1	
		21,603			
水産振興課		漁業生産増大推進事業（細事業名：沿岸域環境改善支援事業／国事業名：水産多面的機能発揮対策事業）	7,781	藻場・干潟の保全活動経費に係る支援を実施する ※予算額は内数（干潟域の再生保全に係る部分を計上）	1 3
			7,991		
		内水面漁業振興対策事業	7,272 8,058	ブラックバスなど外来魚の駆除、カワウの防除対策、資源増殖対策としての調査・研究を実施することにより、内水面漁業を振興する	3
		やまぐち型養殖業推進事業	29,000	本県の特徴を活かした「山口県ならではの」養殖対策を強力に講じ、県内外に誇れる地域に根付いたブランドとして振興、普及させていくことで、本県養殖業の成長産業化を推進する	1 6
			21,000		
漁港漁場整備課		藻場保全による「Jブルークレジット活用推進事業	6,000	山口県の海域条件に応じた「Jブルークレジット活用指針」を策定し、藻場の回復・維持に向けた継続的かつ効果的な「藻場保全活動」とJブルークレジット申請による活動費の確保を図り、県内漁港への展開を支援する	1
			6,000		
		市町営漁業集落環境整備事業	178,146	水域環境改善や漁業集落の生活環境改善を図るため、汚水処理施設や水産飲雑用水供給施設を整備する (大井浦地区ほか7地区)	4
			250,512		
	地域水産物供給基盤整備事業	404,250	沿岸水域の環境改善を実施する 増殖場・魚礁の整備を実施する(外海地区、内海地区、内海中部地区)	4	
		337,750			
	内海東部地区水産環境整備事業	50,000	沿岸水域の環境改善を実施する 増殖場の整備を実施する(周防大島町地先)	4	
		20,000			
技術管理課		建設DX総合推進事業	189,697 131,718	デジタル技術を活用し、本県の建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上等を図る	1
道路整備課		電線共同溝整備事業(公共)	130,200	電線類の地中化により、美しい町並みの形成や防災性を向上する ・一般県道新下関停車場線ほか3箇所	1 6
			105,000		
		舗装補修事業(公共)	1,073,080	破砕や切削により発生した建設副産物を再資源化施設へ排出し、再生資材として活用する	1 2
			790,296		
道路整備課		交通安全施設整備事業(公共)	1,818,776	交差点改良、歩道の整備等の交通安全施設を整備する	1
道路建設課		道路建設事業(公共)	1,906,525	・県道小郡三隅線ほか23箇所	4
道路建設課		道路改良事業(公共)	4,144,181 4,099,194	バイパス整備により渋滞対策を推進する	1
都市計画課		街路事業(公共)	1,870,253	都市計画道路の整備により右折レーンの設置や道路と鉄道の立体交差化等を図り、交通の円滑化を促進する ・泉町平川線ほか12路線	1 4
			の内数 1,904,000		
		都市公園整備事業(公共)	1,613,304	都市公園を整備する ・維新百年記念公園 ・山口きらら博記念公園ほか3公園	1 6
		流域下水道整備事業	439,396	生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、流域下水道施設の整備を実施する ・周南流域下水道浄化センター ・田布施川流域下水道浄化センター	4
			の内数 911,400 217,000		



(単位：千円)

所管	新・ 拡・ 廃	事業名	R6年度予算額	事業概要	施策体系	
			R5年度予算額			
都市計画課		過疎地域下水道代行事業	579,600	過疎地域の下水道整備を促進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設の整備を実施する ・周防大島町(終末処理場、幹線管渠)	4	
			340,200			
河川課		広域河川改修事業(公共)	2,458,985 1,606,500	多様な生物で構成される河川環境の保全と形成を図るため、変化に富んだ水辺やみどりの川づくりを推進する	1 3	
港湾課		公共事業 (港湾脱炭素化推進計画策定)	21,000 21,000	カーボンニュートラルポートの形成に向け、官民連携による港湾における脱炭素化の取組を定める港湾脱炭素化推進計画の策定を推進する	1	
住宅課		県営住宅建設事業(公共)	1,202,028 1,740,302	県営住宅への高効率給湯器、節水型トイレ、節水節湯水栓、太陽光発電設備の設置、LED照明器具等の使用により環境負荷の低減を推進する 《※予算額は事業費総額》	1	
企業局総務課	廃	「やまぐち維新でんき」による再生可能エネルギーの利用拡大	0 3,000	「やまぐち維新でんき」は、中国電力と連携した電力メニューであり、中国電力との受給契約終了に伴い廃止	1	
	新	「やまぐちぶちエコでんき」による再生可能エネルギーの利用拡大	3,000 0	企業局の水力発電による電気を県産CO <sub>2</sub> フリー電気として付加価値を付けて供給することを通じて、県内企業のCO <sub>2</sub> 削減の取組を後押しするとともに、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた意識の向上を図る	1	
企業局電気工水課		平瀬発電所建設	416 85,000	錦川総合開発事業の一環として建設される平瀬ダムの河川放流を利用し、最大出力1,100kW(一般家庭の約1,500世帯分)の水力発電所を建設する	1	
			佐波川発電所リニューアル工事事業	0 0	発電設備全体の老朽化が進んでいる発電所について、R4年度に行った設備形態や規模の調査を基に、水車発電機を含む電気設備全体の更新工事を実施する	1
			水力発電所リパワリング推進事業	20,000 0	低廉かつ安定供給に優れた「水力発電」の供給力向上を図るため、既設水力発電所の設備更新に合わせたリパワリング(水車ランナ、発電機コイルの改造等による出力向上)を計画的に実施する (R6年度～R10年度債務負担行為を設定)	1
			未利用落差を活用した小水力発電所の開発	0 481,000	発電所未設置ダム等の未利用落差を活用した小水力発電所の開発に取り組む (休止事業)	1
	拡	水力発電魅力発見事業	4,000 3,000	水力発電の魅力発見につながる取組を実施し、水力発電への理解・啓発を促進する	1	
			小水力発電開発促進支援事業	18,000 18,000	地域の主体的な取組に対して技術的・財政的な支援を実施し、小水力発電の開発を促進する	1
学校運営・施設整備室		博物館学校地域連携教育支援事業(博物館普及教育事業)	896 998	星を見る会、地質教室、昆虫教室、植物教室などの体験的な学習等を通して、自然科学への興味を増進する	5	
高校教育課		企業から学ぶ! 専門高校カーボンニュートラルプロジェクト	5,492 5,393	専門高校とカーボンニュートラルの実現に向けて先進的に取り組む企業が連携し、学科の専門性に応じた研修や現場見学、現場実習等の教育活動を展開することで、カーボンニュートラルの実現を担う人材を育成する	1 5	
地域連携教育推進課		地域と連携したリアルな体験活動充実事業	6,716 10,416	豊かな自然や多様な主体の連携を活用した小・中学生対象の長期自然体験活動及び体験エコツアー等を実施するとともに、県内の体験活動情報を集約・周知する仕組みを整備する	5 6	
警察本部会計課		庁舎維持費(警察施設照明器具LED化改修事業)	302,762 122,057	警察全体での省エネを図るため、警察施設の照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1	
		機動力強化費(県費車両の減耗更新)	8,695 7,447	庁用車等として、環境に配慮したハイブリッドカーを導入する	1	
警察本部生活環境課		環境犯罪対策事業	848 766	産業廃棄物不法投棄など、悪質な環境犯罪の端緒情報収集活動と重点的取締りの実施による廃棄物の適正処理及び愛護動物の保護を推進する 《※予算額は、刑事警察活動費の一部を計上》	2	
警察本部交通規制課		交通事故防止施設総合整備事業	1,083,798 1,021,106	管制エリアの拡充・高度化、信号機の系統化、最新の信号制御システムの導入、交通の円滑化を図り、環境にやさしい交通管理を促進する	4	

**施策体系** 1 気候変動対策の推進 2 循環型社会の形成 3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全 4 生活環境の保全  
5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進 6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進  
7 共通的・基盤的施策の推進

### 3. 調査研究事業

#### (1) 環境保健センター

光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み：Ⅱ型実施共同研究 (R4～R6)
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、光化学オキシダント、PM2.5等のこれまで取得してきた膨大なデータの活用を図り、各地域の大気汚染物質の高濃度化要因の解明、大気汚染物質濃度の傾向をより正確に評価することを目指す。
災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発：Ⅱ型実施共同研究 (R4～R6)
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、事故・災害時において初動時スクリーニングに有効なGC/MSによる全自動同定定量システムの構築と、実際の災害時に活用可能な緊急環境調査の方法論を開発する。
自動音源分類A I 開発プロジェクト (R3～R5)
人工知能技術を使用して、騒音の種別を自動判別するシステムを構築した。
第6次酸性雨全国調査 (H28～R5)
酸性雨の実態を把握するため、降水の分析をして大気汚染物質濃度及び沈着量を調査した。
マイクロプラスチック調査及び調査の手引きを用いた連携に関する研究 (R3～R5)
当センターで作成した環境学習向けマイクロプラスチック調査の手引きを用いた指導者講習会の実施や調査結果の共有等を行い、県(センター)、市、民間団体との連携体制の構築について検討した。
里海里湖流域圏が形成する生態系機能・サービスとその環境価値に関する研究：Ⅱ型実施共同研究 (R3～R5)
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、里海里湖流域圏が形成する水質・底質等の生態系機能や、地球温暖化緩和に資する温室効果ガスの固定機能(ブルーカーボン)、漁業生産性等の生態系サービス等の様々な環境価値に関する評価検討を行った。
里海里湖流域圏の生態系機能を活用した生物多様性及び生態系サービス回復に関する研究：Ⅱ型実施共同研究 (R6～R8)
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、里海里湖流域圏がもたらす水資源、水産資源、生活圏形成といった生態系サービスの劣化が今後の気候変動の影響下で一層進行することを見据えて、生態系機能を賢く利用することでそれらを回復させる知見の集積を目指す。
河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究：Ⅱ型実施共同研究 (R3～R5)
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同で河川プラスチックごみ等の調査を行い、調査方法の共通化と効率化、実態把握、全国的なモニタリングシステムのあり方と排出抑制対策効果の検証のための方法論の検討を行った。
連携プラットフォームを活用した環境流出プラスチックごみの発生抑制に資する研究：Ⅱ型実施共同研究 (R6～R8)
先行のⅡ型実施共同研究で構築した国立環境研究所・地方環境研究所連携プラットフォームを活用し、環境流出プラごみの調査方法の共通化と実態把握調査を実施する。 また、調査データを共有し、プラごみの地域特性に基づく発生抑制効果の評価法を検討する。
山口県における湾灘ごとの窒素・リンの起源の把握調査 (R4～R5)
公共用水域水質調査等のデータを湾灘ごとに整理し、塩分と窒素・リンの相関関係及び外海起源の寄与率について調査した。
海域における気候変動と貧酸素水塊(DO)/有機物(COD)/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究：Ⅱ型実施共同研究 (R5～R7)
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、公共用水域水質測定対象となっている沿岸海域において、これまで蓄積されてきたモニタリングデータから水温、CODや全窒素・全りん等の有機物指標、底層・表層の溶存酸素量(DO)、それに硝酸態・亜硝酸態窒素等の栄養塩の時系列解析を行い、長期変動を評価する。

樫野川河口干潟の住民参加型里海再生活動を通じた生態系サービス向上に関する研究 (R5～R7)
網袋と被覆網を用いた住民参加型アサリの保護・育成手法の実施評価、県立きらら浜自然観察公園でのアサリ生息地形成及び親水性確保の実証試験、ブルーカーボン等の気候変動対策に資する基礎データの収集等、山口湾全域を対象とした生態系サービスの向上や里海の再生に資する研究を行う。
山口県における気候変動リスク及び適応ポテンシャルの解析 (R6～R8)
気候変動適応に関する最新の知見や、オープンデータを活用し、本県地域レベルでの気候変動影響や将来の予測結果を明らかにする。また、県内の各地域を気候変動リスクや適応ポテンシャルの視点から特徴付ける。

## (2) 農林総合技術センター 農業技術部 (農業試験場)

土壌機能モニタリング調査 (S54年度～)
県内農用地土壌における重金属等の含有率の推移を把握するため、調査地点を定めて4年おきに調査を実施している。令和5(2023)年度は、県中部の10巡目の調査を実施した。 調査項目は土壌及び灌漑用水中の重金属である。
残留農薬に関する調査研究 (S45年度～)
農薬の使用による河川等環境への影響について調査するとともに、新たな農薬の使用基準検討の調査を行っている。 令和5(2023)年度は、樫野川水系(山口市)の河川水における残留農薬調査及び「はなっこりー」の農薬登録拡大のための残留農薬調査を実施した。
土壌炭素等のモニタリング調査 (H25～R7年度)
温室効果ガスの吸収源としての農地の評価等を行うため、県内70ほ場の土壌中炭素量等について同一ほ場を4年ごとに調査している。

## (3) 水産研究センター

漁場環境監視調査 (S47年度～)
漁場環境と漁業生産との関連性を把握するため、山口県の日本海沿岸及び瀬戸内海沿岸の水質調査と生物モニタリング調査を実施している。
赤潮・貝毒及び新奇有害プランクトンに関する調査研究 (H21年度～)
有害プランクトン及び貝毒原因プランクトンの調査研究を行うとともに、日本海沿岸海域では山口、島根、鳥取、兵庫、京都の5県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が共同し、瀬戸内海西部・豊後水道・土佐湾海域では山口、福岡、大分、高知、愛媛、広島6県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が共同して有害赤潮プランクトンのモニタリング調査を実施している。

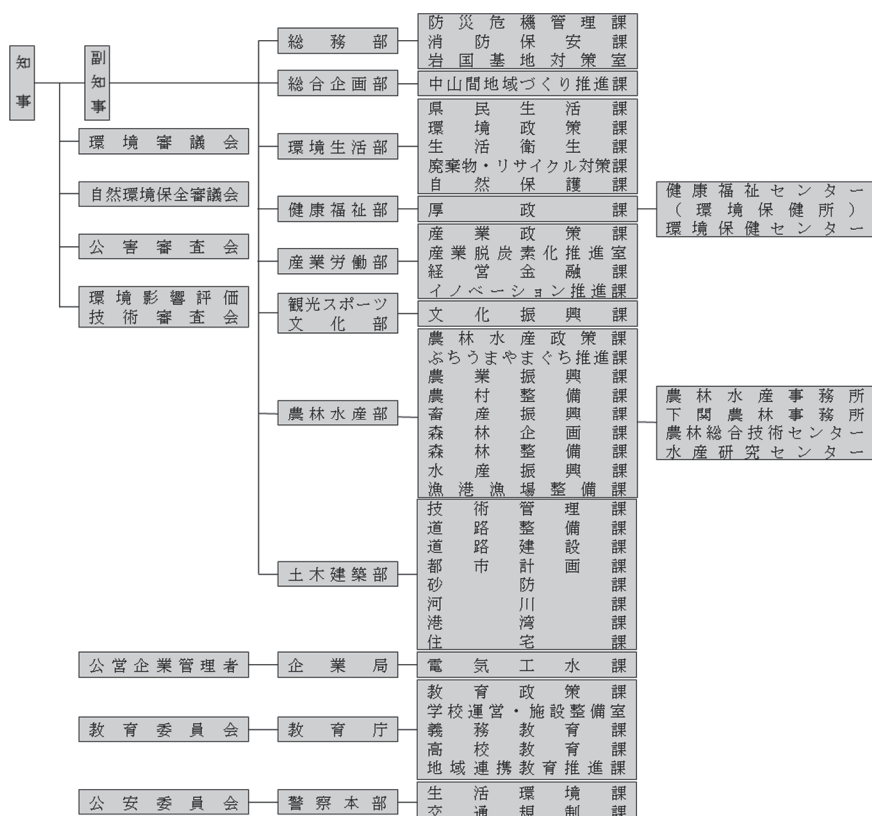
## (4) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

ウォラストナイトセラミックス多孔体の量産化に向けた製造技術の開発 (R4～R5)
石灰を起源としたカルシア系資源の1つであるウォラストナイト(CaSiO <sub>3</sub> )を主原料とするセラミックス多孔体の量産化技術を確立し、ウォラストナイトセラミックス多孔体の試作品開発と用途展開を行った。
二酸化炭素吸収・放出装置の開発 (R4～R5)
常温常圧の大気中から二酸化炭素を効率よく吸収・固定化し、固定化した二酸化炭素を適時に適量だけ放出させることが可能な二酸化炭素吸収・放出装置を開発した。
竹炭の燃料としての現状・性質の調査 (R5)
竹炭を燃料として応用することを目的として、竹炭の現状調査を行った。
電気分解を用いた高効率排水処理技術の開発 (R5)
工業排水に含まれる有害な硝酸イオンを窒素ガスに変換し、除去するための電解処理技術について検討した。
環境発電等に用いられる電力制御回路の実用化 (R5)
風力・水力発電用の三相発電機の電力制御回路の現状課題の調査とその解決方法について検討した。

リサイクルポリエステル繊維類を原料としたプラスチック可塑剤の合成技術の検討 (R5)
リサイクルポリエステル (PET樹脂) 繊維類を原料としたプラスチック可塑剤の合成技術について検討した。
ICP支援スパッタリング法による精密金型向け硬質皮膜の開発 (R6~R7)
誘導結合プラズマを発生させた状態でスパッタリングを行う ICP支援スパッタリング法の特徴を生かし、新たな工具、金型向けの硬質皮膜の開発を行う。
エコマテリアルを用いた高性能セラミックフィルターの開発 (R6~R7)
県内の無機系未利用資源の活用と効率的な資源循環を目的として、エコマテリアルを用いた高性能セラミックフィルターを開発する。
繊維のケミカルリサイクル技術の開発 (R6)
衣類等の複合繊維のリサイクル率向上を目的に、複合繊維のケミカルリサイクル技術の開発を行う。
耐熱性アルマイト皮膜の開発 (R6)
400°Cの高温下でも絶縁特性を維持できる耐熱性アルマイト皮膜を開発する。
高温のアルカリ水溶液中における触媒評価手法の確立とその電解特性 (R6)
開発してきた Ni-Sn-Fe 系アルカリ水電解用触媒の実用性を評価するため、高温のアルカリ水溶液中での電気化学測定を行い、高温特性を把握する。

## 4. 環境保全行政組織

### (1) 県

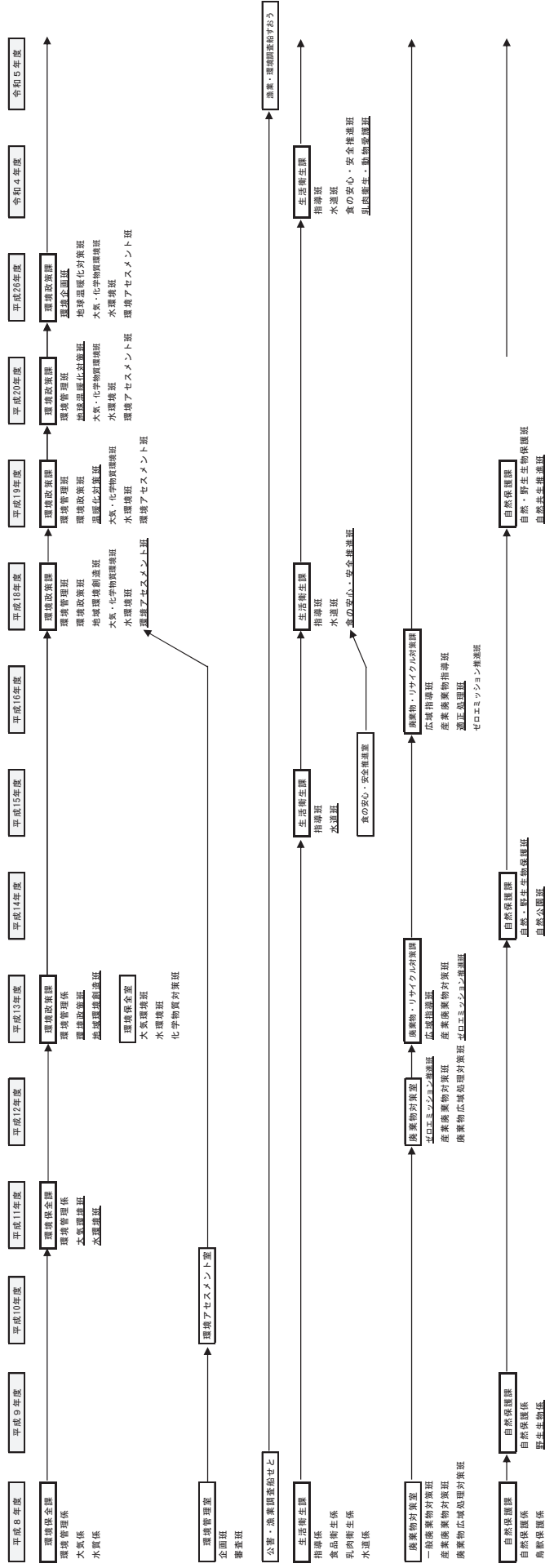


### (2) 県の環境行政体制

#### ア 行政組織の変遷

- 昭和41年度 衛生部公衆衛生課に公害係を設置  
 42年度 衛生部に公害対策室を設置  
 公害対策審議会設置  
 43年度 公害対策室を公害課に昇格  
 45年度 保健所に公害係を設置  
 47年度 衛生部に公害局を設置し、公害対策課、公害規制課を設置  
 48年度 衛生部に環境整備課、農林水産部に自然保護課を設置  
 公害センター開設、公害調査船「せと」就航  
 49年度 環境部を設置し、公害対策課、大気保全課、水質保全課を設置  
 徳山湾底質処理監視事務所を設置  
 54年度 環境整備課、自然保護課を環境部に移管  
 58年度 大気保全課と水質保全課を統合して大気水質課とする  
 62年度 環境部と衛生部を統合して環境保健部とする  
 医務環境課に環境管理室を設置  
 大気水質課を環境保全課に改称  
 環境整備課と環境衛生課を統合して生活衛生課とする  
 公害センターと衛生研究所を統合して衛生公害研究センターとする  
 平成4年度 生活衛生課に廃棄物対策室を設置  
 5年度 環境管理室を環境保全課に移管  
 8年度 環境生活部に改組  
 10年度 環境管理室を豊かな環境づくり推進室と環境アセスメント室に改組  
 11年度 衛生公害研究センターを環境保健研究センターに改称  
 13年度 環境保全課を環境政策課に改組  
 廃棄物対策室を廃棄物・リサイクル対策課に昇格  
 18年度 県庁の組織再編に伴い、環境政策課環境保全室及び環境アセスメント室を班に改組  
 19年度 環境保健研究センターを環境保健センターに改称

### イ 環境生活部の部制施行（平成8年度）後の環境行政組織の変遷



### ウ 環境生活部各課の分掌事務

- | 環境政策課   | 生活衛生課  | 廃棄物・リサイクル対策課   | 自然保護課  |
|---|--|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>環境の保全及び快適な地域環境の形成に係る基本的施策の企画、調整及び推進にすること</li> <li>環境基本計画の推進にすること</li> <li>環境の状況及び環境の保全に関する施策についての報告にすること</li> <li>地球温暖化対策の推進にすること</li> <li>公害の紛争等の処理にすること</li> <li>公害防止計画の策定及び推進にすること</li> <li>大気の汚染の防止等に関すること</li> <li>騒音及び振動の防止等に関すること</li> <li>悪臭の防止等に関すること</li> <li>化学物質の対策に関すること</li> <li>水質の汚濁の防止等に関すること</li> <li>環境影響評価の審査及び指導に関すること</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>興行場、旅館及び公衆浴場に関すること</li> <li>理容師、美容師及びクリーニング業に関すること</li> <li>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること</li> <li>公衆浴場入浴料金の統制額指定に関すること</li> <li>住宅宿泊事業に関すること</li> <li>墓地、埋葬等に関すること</li> <li>建築物における衛生的環境の確保に関すること</li> <li>水道に関すること</li> <li>飲料水の適合検査等に関すること</li> <li>安心で安全な食の確保に関すること</li> <li>食品衛生に関すること</li> <li>食品に関する表示に関すること</li> <li>調理師、製菓衛生師及びぶらぐ処理師に関すること</li> <li>食肉の衛生に関すること</li> <li>化製場等に関すること</li> <li>動物の管理に関すること</li> <li>動物愛護センターに関すること</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>廃棄物対策及びリサイクルの促進に関すること</li> <li>総合調整にすること</li> <li>産業廃棄物に関すること</li> <li>循環型社会の形成の推進にすること（浄化槽工事業者に関するものを除く。）</li> <li>浄化槽に関すること</li> <li>下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関すること</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>自然保護の啓発に関すること</li> <li>自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び自然記念物の指定及び保全にすること</li> <li>自然海浜保全地区の指定及び保全にすること</li> <li>自然公園の整備及び管理にすること</li> <li>自然公園の保護及び利用計画に関すること</li> <li>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること</li> <li>希少な野生動物の保護に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）</li> <li>環境緑化に関すること</li> <li>自然公園施設及び自然観察公園に関すること</li> </ol> |

## (3) 市町の環境行政

市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書
下関市	環境	環境部	環境政策課	083-252-7115	083-252-1329	・下関市環境基本条例 ・下関市環境美化条例 ・下関市環境審議会条例 ・下関市環境保全条例 ・下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	・下関市環境基本計画 ・下関市地球温暖化対策実行計画	・下関市環境白書
	廃棄物		クリーン推進課 (一般廃棄物処理計画、収集及び運搬)	083-252-7165	083-252-1956	・下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	・下関市分別収集計画 ・下関市一般廃棄物処理基本計画 ・下関市災害廃棄物処理計画	
			廃棄物対策課 (許可、適正処理、浄化槽)	083-252-0978	083-252-1329	・下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 ・下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例		
			環境施設課 (一般廃棄物処理施設関係)	083-252-1943	083-252-1956	・下関市一般廃棄物処理施設設置条例 ・下関市リサイクルプラザの設置等に関する条例		
	自然		環境政策課	083-252-7115	083-252-1329	・下関市ホテル保護条例		
宇部市	環境	市民環境部	環境政策課	0836-34-8245	0836-22-6016	・宇部市環境保全条例 ・宇部市環境審議会条例 ・宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例	・第三次宇部市環境基本計画 ・第三期宇部市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) ・宇部市スマートコミュニティ構想 ・宇部市バイオマス産業都市構想	・宇部市の環境
	廃棄物		廃棄物対策課	0836-33-7291	0836-33-7294	・宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・宇部市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・宇部市分別収集計画 ・宇部市合理化事業計画 ・宇部市一般廃棄物処理基本計画 ・宇部市災害廃棄物処理計画	
			環境保全センター施設課	0836-31-3664	0836-31-3734	・宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
	自然		環境政策課	0836-34-8248	0836-22-6016		・第二次宇部市生物多様性地域連携保全活動計画	
山口市	環境	環境部	環境政策課	083-941-2175	083-927-1530	・山口市環境基本条例 ・榎野川水系等の清流の保全に関する条例 ・佐波川清流保全条例 ・阿武川水系環境保全条例 ・山口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	・山口市環境基本計画 ・第二次山口市エコフレンドリーオフィスプラン(地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) ・山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ・山口市気候変動適応計画	・環境概要「環境基本計画年次報告書」
			環境衛生課	083-941-2176	083-927-1530	・山口市の生活環境の保全に関する条例		
	廃棄物		資源循環推進課	083-941-2173	083-927-8641	・山口市リサイクルプラザ設置及び管理条例	・山口市一般廃棄物処理基本計画 ・山口市分別収集計画 ・山口市災害廃棄物処理計画	
			環境施設課	083-941-2188	083-927-1530	・山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
			清掃事務所	083-927-1770	083-927-1710			
	自然		環境政策課	083-941-2181	083-927-1530			
	萩市		環境	市民部	環境衛生課	0838-25-3341	0838-25-3591	
廃棄物			0838-25-3146			・萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例 ・萩市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・萩市一般廃棄物処理施設の設置に関する条例	・萩市一般廃棄物処理基本計画 ・萩市分別収集計画	
自然		農林水産部	農政課	0838-25-4192	0838-25-3770			
		商工観光部	観光課	0838-25-3644	0838-26-0716	萩市花と緑のまちづくり条例	萩市緑の基本計画	
			花と緑の推進室					

市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書	
防府市	環境	生活環境部	環境政策課	0835-25-2328	0835-25-2369	・防府市環境保全条例 ・防府市佐波川清流保全条例 ・防府市環境審議会条例	・防府市環境基本計画 ・防府市役所環境保全率先実行計画	・防府市の環境	
			下水道課	0835-23-2534	0835-25-0366		・生活排水処理基本計画		
	廃棄物	生活環境部	環境政策課	0835-25-2328	0835-25-2369	・防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例			
			くらし安全課	0835-25-2165	0835-25-2369	・防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例			
			クリーンセンター	0835-22-4742	0835-24-4389	・防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 ・防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・防府市ごみ処理基本計画 ・防府市分別収集計画 ・防府市災害廃棄物処理計画		
自然	土木都市建設部	都市計画課	0835-25-2153	0835-25-2218	・防府市景観条例	・防府市景観計画 ・防府市緑の基本計画			
下松市	環境	生活環境部	環境推進課	0833-45-1826	0833-45-1777	・下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 ・下松市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・下松市環境審議会条例	・下松市地球温暖化対策実行計画	・下松市の環境	
	廃棄物			0833-45-1829		・下松市廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例	・下松市一般廃棄物ごみ処理基本計画 ・下松市分別収集計画 ・災害廃棄物等処理計画（下松市地域防災計画を含む）		
	自然			0833-45-1826					
岩国市	環境	環境部	環境政策課	0827-29-5100	0827-22-2866	・岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例	・いわくにエコマネジメントプラン	・岩国市の環境	
				0827-29-5102		・岩国市環境審議会条例 ・岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例			
	廃棄物		環境事業課（計画、許可、収集運搬関係）	0827-31-5304	0827-31-9910	・岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・岩国市一般廃棄物処理基本計画 ・岩国地域循環型社会形成推進地域計画 ・岩国市分別収集計画 ・岩国地域災害廃棄物処理計画 ・岩国市合理化事業計画	・清掃事業概要	
	自然		農林水産部	農林振興課	0827-29-5115	0827-24-4224	・岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・岩国市一般廃棄物処理施設設置条例 ・岩国市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例		
					0827-29-5170				
光市	環境	環境市民部	環境政策課	0833-72-1465	0833-72-5943	・光市環境基本条例 ・光市環境審議会条例	・第3次光市環境基本計画	・光市の環境	
	廃棄物			環境事業課	0833-72-1471	0833-72-1007	・光市廃棄物の減量、適正処理等に関する条例		・第2次光市一般廃棄物処理基本計画
	自然			環境政策課	0833-72-1466	0833-72-5943	・光市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・光市空き缶等のポイ捨て禁止条例		
長門市	環境	市民生活部	生活環境課	0837-23-1134	0837-23-1135	・長門市ポイ捨て等防止条例 ・長門市環境審議会条例	・長門市役所エコ・オフィス実践プラン	・長門市の環境	
	廃棄物			0837-23-1249			・長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		・長門市一般廃棄物処理基本計画 ・長門市一般廃棄物処理実施計画 ・長門市災害廃棄物処理計画 ・長門市分別収集計画
	自然	経済産業部	農林水産課	0837-23-1142	0837-22-8458				
柳井市	環境	市民部	市民生活課	0820-22-2111 (内線165)	0820-23-7566	・柳井市環境基本条例 ・柳井市をきれいにする条例	・柳井市環境基本計画 ・柳井市役所エコ・オフィスプラン	・柳井市の環境	
	廃棄物								・柳井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	自然	経済部	農林水産課	0820-22-2111 (内線355)	0820-23-7474				



市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書
美祢市	環境	市民福祉部	生活環境課	0837-53-1090	0837-53-1099	・美祢市環境保全条例 ・美祢市環境審議会条例	・美祢市地球温暖化対策実行計画 ・美祢市再生可能エネルギー導入計画	・美祢市の環境
	廃棄物					・美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・美祢市空き缶等のポイ捨て禁止条例	・美祢市一般廃棄物処理基本計画 ・美祢市分別収集計画 ・美祢市災害廃棄物処理計画	
	自然	建設農林部	農林課	0837-52-1115	0837-52-0387			
周南市	環境	環境生活部	環境政策課	0834-22-8324	0834-22-8325	・周南市環境基本条例 ・周南市環境審議会条例	・周南市環境基本計画 ・周南市脱炭素社会形成取組指針 ・周南市役所エコ・オフィス実践プラン（地方公共団体実行計画） ・周南市グリーン購入基本方針	・周南市環境報告書
				0834-22-8322		・周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例		
	廃棄物		リサイクル推進課	0834-22-8303	0834-22-8243	・周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ・周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・周南市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	・周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ・周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画 ・周南市災害廃棄物処理基本計画	
	自然		環境政策課	0834-22-8324	0834-22-8325			
山陽小野田市	環境	市民部	環境課	0836-82-1144	0836-84-6937	・山陽小野田市環境保全条例 ・山陽小野田市環境審議会条例	・第4次山陽小野田市率先実行計画（山陽小野田エコオフィスプラン）	・山陽小野田市の環境
	廃棄物			0836-82-1143		・山陽小野田市環境保全条例 ・山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・山陽小野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	・山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画 ・山陽小野田市分別収集計画 ・山陽小野田市災害廃棄物処理計画	
			環境衛生センター	0836-83-3651	0836-83-1840	・山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 ・山陽小野田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例		
	自然	経済部	農林水産課	0836-82-1152	0836-84-6937			
周防大島町	環境	産業建設環境部	生活衛生課	0820-79-1012	0820-79-1022	・周防大島町環境保全基本条例 ・サザンセット周防大島町をさけいにする条例	・周防大島町地球温暖化対策実行計画	
	廃棄物					・周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・周防大島町一般廃棄物処理基本計画 ・周防大島町分別収集計画 ・周防大島町災害廃棄物処理計画	
	自然		農林水産課	0820-79-1002	0820-79-1021			
和木町	環境	—	住民サービス課	0827-52-2194	0827-52-7277	・和木町環境美化条例		
	廃棄物					・和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・和木町一般廃棄物処理基本計画 ・岩国地域循環型社会形成推進地域計画 ・岩国地域災害廃棄物処理計画	
上関町	環境	—	住民課	0820-62-0877	0820-62-0103		・上関町地球温暖化対策実行計画	
	廃棄物					・上関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・一般廃棄物処理計画 ・災害廃棄物処理計画	
田布施町	環境	—	町民福祉課	0820-52-5810	0820-52-5967	・美しいまちづくり推進条例 ・田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例 ・田布施町自転車等の放置の防止に関する条例	・田布施町地球温暖化対策実行計画	
	廃棄物					・田布施町空き缶等のポイ捨て禁止条例 ・田布施町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・田布施町一般廃棄物処理基本計画 ・田布施町災害廃棄物処理計画 ・田布施町分別収集計画	
	自然						・田布施町河川環境保全条例	
平生町	環境	—	環境政策室	0820-56-7126	0820-56-7123	・快適な環境づくり推進条例 ・平生町環境審議会条例	・平生町エコ・オフィスプラン	
	廃棄物					・平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・平生町一般廃棄物処理基本計画 ・平生町分別収集計画 ・平生町災害廃棄物処理計画	
阿武町	環境	—	健康福祉課	08388-2-3113	08388-2-2090	・阿武町河川環境保全条例		
	廃棄物					・阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・阿武町一般廃棄物処理計画 ・阿武町分別収集計画 ・阿武町災害廃棄物処理計画	
	自然			まちづくり推進課	08388-2-3111	08388-2-2090		

## 5. 山口県環境審議会等の委員名簿

### (1) 山口県環境審議会

(R6. 4. 1現在)

氏名	所属・役職
伊藤 正 則	日本労働組合総連合会山口県連合会会長
今井 剛	山口大学大学院創成科学研究科教授
岩崎 美穂	山口県消費者団体連絡協議会事務局長
奥野 康	やまぐちエコ市場代表幹事
加藤 泰生	山口大学名誉教授
久保田 啓子	やまぐち自然共生ネットワーク会長
黒瀬 房代	カルスト森林組合総務課
清徳 睦美	特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21理事
関根 雅彦	山口大学名誉教授
瀧山 美智子	J A山口県女性部部長
立花 研	山口東京理科大学薬学部准教授
中田 幸男	山口大学大学院創成科学研究科教授
中津 喜美子	山口県漁協女性部部長
野田 幹雄	元水産大学校教授
服部 麻理子	獨協大学法学部教授
人見 英里	山口県立大学看護栄養学部教授
藤野 知則	一般公募
三上 真人	山口大学大学院創成科学研究科教授
吉富 崇子	山口県女性団体連絡協議会監事

(任期：R4. 8. 1～R6. 7. 31)

### (2) 山口県自然環境保全審議会

(R6. 4. 1現在)

氏名	所属・役職
赤川 瑞夫	(特非) やまぐち里山ネットワーク事務局長
上田 英夫	(一社) 山口県観光連盟専務理事
楮原 京子	山口大学教育学部准教授
金子 敦子	建築士 (山口県景観アドバイザー)
金子 栄一	山口県森林組合連合会代表理事長
川村 喜一郎	山口大学大学院創成科学研究科研究教授
小林 知吉	一般公募
佐伯 隆	山口大学大学院創成科学研究科教授
瀬尾 賢一郎	山口県キャンプ協会理事
高野 愛	山口大学共同獣医学部准教授
瀧山 美智子	J A山口県女性部部長
田中 俊明	梅光学院大学子ども学部教授
原田 量介	日本野鳥の会山口県支部支部長
松田 健慈	山口県温泉協会理事
松田 弘子	弁護士 (山口県弁護士会)
松中 知枝子	山口県漁協女性部理事
守川 明夫	一般公募
米光 伸行	山口県山岳・スポーツクライミング連盟自然保護委員長
渡邊 孝行	(一社) 山口県猟友会理事

(任期：R5. 9. 1～R7. 8. 31)

### (3) 山口県公害審査会

(R6. 4. 1現在)

氏名	所属・役職
大橋 世紀	山口県農業協同組合中央会専務理事
奥田 昌之	山口大学大学院創成科学研究科教授
加藤 智栄	(一社) 山口県医師会会長
鈴木 春菜	山口大学大学院創成科学研究科准教授
津室 好子	山口県漁協女性部監事
鍋山 祥子	山口大学副学長
服部 麻理子	獨協大学法学部教授
松田 弘子	弁護士
松村 和明	弁護士
和田 卓也	山口県中小企業団体中央会前会長

(任期：R3. 12. 25～R6. 12. 24)

### (4) 山口県環境影響評価技術審査会

(R6. 4. 1現在)

氏名	所属・役職
金子 敦子	一級建築士 (一社) 山口県建築士会山口支部支部長
川村 喜一郎	山口大学大学院創成科学研究科研究教授
北沢 千里	山口大学教育学部准教授
喜多條 鮎子	山口大学大学院創成科学研究科准教授
執行 正義	山口大学大学院創成科学研究科教授
関根 雅彦	山口大学名誉教授
野田 幹雄	元水産大学校教授
福代 和宏	山口大学大学院技術経営研究科教授
細井 栄嗣	山口大学大学院創成科学研究科准教授
宮崎 亮一	徳山工業高等専門学校准教授

(任期：R5. 2. 1～R8. 1. 31)

## 6. 環境保全関係法及び条例

区分	法律	条例
基本法・条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本法</li> <li>循環型社会形成推進基本法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県環境基本条例</li> </ul>
大気保全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法</li> <li>道路交通法</li> <li>道路運送車両法</li> <li>電気事業法</li> <li>ガス事業法</li> <li>悪臭防止法 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県公害防止条例</li> </ul>
水質保全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法</li> <li>瀬戸内海環境保全特別措置法</li> <li>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</li> <li>下水道法 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県公害防止条例</li> <li>水質汚濁防止法第3条3項の規程に基づく排水基準を定める条例</li> </ul>
騒音・振動防止関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法</li> <li>振動規制法</li> <li>道路交通法</li> <li>道路運送車両法 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県公害防止条例</li> </ul>
土壌保全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律</li> <li>土壌汚染対策法 等</li> </ul>	
廃棄物関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>浄化槽法</li> <li>資源の有効な利用の促進に関する法律</li> <li>特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）</li> <li>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）</li> <li>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）</li> <li>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）</li> <li>食品ロス削減の促進に関する法律（食品ロス削減推進法）</li> <li>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）</li> <li>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律</li> <li>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）</li> <li>使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）</li> <li>下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法</li> <li>美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）</li> <li>東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法</li> <li>平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）</li> <li>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県浄化槽保守点検業者登録条例</li> <li>山口県循環型社会形成推進条例</li> </ul>
化学物質関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類対策特別措置法</li> <li>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</li> <li>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）</li> <li>水銀による環境の汚染の防止に関する法律</li> </ul>	
自然環境保全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全法</li> <li>自然公園法</li> <li>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</li> <li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</li> <li>自然再生推進法</li> <li>生物多様性基本法</li> <li>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県自然環境保全条例</li> <li>山口県自然海岸保全地区条例</li> <li>山口県立自然公園条例</li> <li>山口県希少野生動植物種保護条例 等</li> </ul>
景観等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画法</li> <li>都市計画法</li> <li>都市緑地法</li> <li>都市公園法</li> <li>景観法</li> <li>建築基準法</li> <li>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 等</li> <li>屋外広告物法 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県屋外広告物条例</li> <li>山口県立都市公園条例</li> <li>山口県景観条例 等</li> </ul>
地球環境関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進に関する法律</li> <li>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律</li> <li>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</li> <li>エネルギー政策基本法</li> <li>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</li> <li>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）</li> <li>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法</li> <li>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）</li> <li>環境に配慮した事業活動推進法</li> <li>国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）</li> <li>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）</li> <li>気候変動適応法 等</li> </ul>	
環境影響評価その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法</li> <li>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</li> <li>公害紛争処理法</li> <li>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律</li> <li>環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律</li> <li>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県環境影響評価条例</li> <li>山口県公害審査会の設置等に関する条例</li> <li>山口県環境審議会条例</li> <li>やまぐちの美しい里山・海づくり条例</li> <li>山口県県民活動促進条例 等</li> </ul>

## 7. 環境保全関係計画及び要綱、方針

区分	計画	要綱、方針
環境全般	・山口県環境基本計画	
大気保全関係	・硫黄酸化物総量削減計画 (岩国・和木、周南、宇部・小野田地域)	・山口県悪臭防止対策指導要綱 ・悪臭防止指導方針(畜産関係) ・山口県大気汚染緊急時措置要綱
水質保全関係	・総量削減計画 ・瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画 ・山口県汚水処理施設整備構想 ・社会資本整備重点計画	・山口県生活排水浄化対策推進要綱
廃棄物関係	・山口県循環型社会形成推進基本計画 ・山口県海岸漂着物等対策推進地域計画 (やまぐち海洋ごみアクションプラン) ・第10期山口県分別収集促進計画 ・山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 ・山口県災害廃棄物処理計画 (山口県地域防災計画第11章第3節)	・山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱 ・浄化槽の設置等に関する指導要綱
化学物質関係		・山口県ダイオキシン類対策指針
自然環境保全関係	・やまぐちの豊かな流域づくり構想 ・第13次鳥獣保護管理事業計画 ・第5期第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画 ・第5期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画 ・第3期第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画 ・第5期第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画 ・山口県ヌートリア・アライグマ防除実施計画	・希少野生動植物種保護基本方針
景観等関係	・山口県景観ビジョン	・山口県景観形成基本方針 ・山口県公共事業景観形成ガイドライン
地球環境関係	・山口県地球温暖化対策実行計画	・環境配慮型イベント(エコイベント)開催指針 ・山口県グリーン購入の推進方針
環境影響評価		・山口県環境影響評価技術指針
その他	・河川環境管理基本計画 ・溪流環境整備計画 ・山口県海岸保全基本計画(北沿岸・南沿岸) ・環境教育推進計画 ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画 ・山口県中山間地域づくりビジョン ・山口県県民活動促進基本計画 等	・資源循環型畜産確立基本方針 ・美しい里山・海づくりに関する基本方針

## 8. 環境基準、排出基準等

### (1) 大気（悪臭）関係

#### ア 大気汚染に係る環境基準

汚染物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )
環境基準						
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ガルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
評価方法	短期的評価	測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。		1日平均値の年間98パーセンタイル値についての達成状況によって評価する。	測定を行った時間について、それぞれ評価する。	
	長期的評価	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する（例えば、年間365日目の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値）。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わない。		測定を行った1年間の年平均値について評価する。		年間の1日平均値のうち、低い方から98目に相当する値で評価する。

注) いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。

非適用地域

- (ア) 工業専用地域（都市計画法による）
- (イ) 臨港地区（港湾法による）
- (ウ) 道路の車道部分
- (エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

#### イ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指 針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
測定方法	水素炎イオン化検出器（FID）を用いる方法

昭和51年8月13日 中央公害対策審議会答申

#### ウ 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

エ 有害大気汚染物質の指針値（健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値2μg/m <sup>3</sup> 以下
アセトアルデヒド	年平均値120μg/m <sup>3</sup> 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値10μg/m <sup>3</sup> 以下
塩化メチル	年平均値94μg/m <sup>3</sup> 以下
水銀及びその化合物	年平均値0.04μgHg/m <sup>3</sup> 以下
ニッケル化合物	年平均値0.025μgNi/m <sup>3</sup> 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値6ng-As/m <sup>3</sup> 以下
クロロホルム	年平均値18μg/m <sup>3</sup> 以下
1,2ジクロロエタン	年平均値1.6μg/m <sup>3</sup> 以下
1,3ブタジエン	年平均値2.5μg/m <sup>3</sup> 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値0.14μgMn/m <sup>3</sup> 以下

オ K値規制（K値の推移）

市町名	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4. 15	S51. 9. 28
岩国市（旧岩国市の区域に限る）・和木町	11. 7	9. 34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
周南市（旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る）・下松市・光市（旧光市の区域に限る）	14. 0	9. 34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
防府市	15. 8	14. 0	8. 76	6. 42	4. 5
宇部市（旧宇部市の区域に限る）・山陽小野田市（旧小野田市の区域に限る）	11. 7 (5. 26)	9. 34 (5. 26)	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
下関市（彦島）	14. 0	11. 7	} 8. 76	} 8. 76	} 6. 0
下関市（旧豊浦郡の区域を除く）	18. 7	15. 8			
その他の地域	22. 2	22. 2	17. 5	17. 5	17. 5

注1) ( ) 内は、特別排出基準でS49. 4. 1以降に新たに設置する施設に適用される。

注2) 硫黄酸化物の許容排出量 (q) の算定

$$q = K \times He^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位 : Nm}^3/\text{h})$$

K : 地域ごとに定められる定数

He : 有効煙突高 (煙突実高 + 煙上昇高) (単位 : m)

カ 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制等の概要

指定地域		岩国・和木地域	周南地域	宇部・小野田地域
項目	適用規模	燃原料使用量(定格)が1.0kL/h以上の工場等	同左	同左
	総量規制	既設	Q=3.32W <sup>0.9</sup> (西部) Q=5.40W <sup>0.9</sup> (東部)	Q=3.30W <sup>0.9</sup>
		新設	Q=3.32W <sup>0.9</sup> +0.3×3.32{(W+Wi) <sup>0.9</sup> -W <sup>0.9</sup> } (西部) Q=5.40W <sup>0.9</sup> +0.3×5.40{(W+Wi) <sup>0.9</sup> -W <sup>0.9</sup> } (東部)	Q=3.30W <sup>0.9</sup> +0.3×3.30{(W+Wi) <sup>0.9</sup> -W <sup>0.9</sup> }
燃料規制	適用規模	燃原料使用量(定格)が0.1kL/h以上1.0kL/h未満の工場等	同左	同左
	基準	硫黄分1.2%以下	同左	同左
備考	Q : 排出が許容される硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h) W : 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h) Wi : 新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)			

注1) 岩国・和木地域は、旧岩国市、和木町の区域に限る。

注2) 周南地域における西部とは下松市、周南市（旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る。）、東部とは光市の区域である。

注3) 宇部・小野田地域は、旧宇部市、旧小野田市の区域に限る。

## キ 山口県公害防止条例に基づく硫黄酸化物総量規制の概要

	下関	防府	美祢
適用規模	燃原料使用量（定格）が1.0kL/h以上の工場等	同左	同左
総量規制基準	$q = 6.65W^{0.9} + 0.7 \times 6.65 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$	$q = 6.65W^{0.9} + 0.7 \times 6.65 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$	$q = 6.80W^{0.9} + 0.7 \times 6.80 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$
備考	<p>q：排出が許容される硫黄酸化物（Nm<sup>3</sup>/h）</p> <p>W：指定工場に昭和48年7月19日前に設置されている施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（kL/h）</p> <p>Wi：指定工場に昭和48年7月19日以後新たに設置された施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（kL/h）</p>		

注) 下関地域は、下関市で旧豊浦郡の区域を除く。

## ク 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

## (7) 警報等の発令及び解除

発令の区分	発令の基準	解除の基準
オキシダント情報	オキシダントの濃度が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント特別情報	オキシダントの濃度が0.12ppm未満であって、光化学オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	光化学オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生する恐れがないと認められるとき。
オキシダント注意報	オキシダントの濃度が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント警報	オキシダントの濃度が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。

## (イ) 緊急時の措置

発令の区分	減少措置	協力要請、勧告又は命令の区分
オキシダント情報	20パーセント以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	協力依頼
オキシダント特別情報	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請又は勧告
オキシダント注意報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請
オキシダント警報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40パーセント以上減少	命令

## ケ 悪臭の規制

## (7) 悪臭防止法による規制

## a 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

市町名	
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

## b 敷地境界における規制基準

規制地域の区分	A地域	B地域	C地域
臭気強度	2.5	3.0	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

注) 表の値は、かぎ窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階強度表示法により示し、その時の気中濃度を定量したものである。

## (参考) 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい



### c 排出口における悪臭物質の規制基準

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。また、He が 5m 未満の場合については適用しない。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm はそれぞれ次の値を示す。

q：流量（単位：N m<sup>3</sup>/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：b の敷地境界線における基準値（単位：ppm）

### d 排水中における悪臭物質の規制基準

(単位：mg/L)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度		
		A地域	B地域	C地域
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

### (イ) 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

(臭気指数)

区分		悪臭防止法による規制地域			その他の地域	
		A	B	C		
敷地境界線		10	14	18	14	
排出口	高さ 5m 以上15m 未満	排出ガス量300Nm <sup>3</sup> /分以上	25	29	33	29
		排出ガス量300Nm <sup>3</sup> /分未満	28	32	36	32
	高さ15m 以上30m 未満	28	32	36	32	
	高さ30m 以上50m 未満	30	34	38	34	
	高さ50m 以上	33	37	41	37	

備考 臭気指数=10logY

Y=臭気濃度…原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。

(2) 水質関係

ア 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（一部抜粋）

(7) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下

備考 基準値は、日間平均値とする。  
 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万 $\text{m}^3$ 以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—

備考 基準値は、年間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼 稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は 再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・ 再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再 生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

## (ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。  
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

## ウ 要監視項目及び指針値

## (7) 人

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 (暫定) ※

※PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

## (イ) 水生生物

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L 以下
		生物特A	0.006mg/L 以下
		生物B	3mg/L 以下
		生物特B	3mg/L 以下
	海域	生物A	0.8mg/L 以下
		生物特A	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下
		生物B	0.08mg/L 以下
	海域	生物特B	0.01mg/L 以下
生物A		2mg/L 以下	
	海域	生物特A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L 以下
		生物特A	1mg/L 以下
		生物B	1mg/L 以下
	海域	生物特B	1mg/L 以下
生物A		0.3mg/L 以下	
	海域	生物特A	0.03mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L 以下
		生物特A	0.0007mg/L 以下
		生物B	0.004mg/L 以下
	海域	生物特B	0.003mg/L 以下
生物A		0.0009mg/L 以下	
	海域	生物特A	0.0004mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.02mg/L 以下
		生物B	0.02mg/L 以下
	海域	生物特B	0.02mg/L 以下
生物A		0.1mg/L 以下	
	海域	生物特A	0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L 以下
		生物特A	0.003mg/L 以下
		生物B	0.03mg/L 以下
	海域	生物特B	0.02mg/L 以下
生物A		0.02mg/L 以下	
	海域	生物特A	0.01mg/L 以下

## エ 一律排水基準

## (7) 健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海 域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海 域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

## (イ) 生活環境項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
りん含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

備考 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう

## オ 水浴場水質判定基準

	区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (水深 1 m 以上)
	水質A	100個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (水深 1 m 以上)
可	水質B	400個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満~50cm以上
	水質C	1,000個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満~50cm以上
不適		1,000個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm未満

注) 全て同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界を下回ることをいう。

## カ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## (3) ダイオキシン類関係

## ア 耐容一日摂取量

1日、人の体重1kg 当たり、4 pg-TEQ

(コプラナー P C B を含む。)

## イ 環境基準

- (ア) 大気環境基準 年間平均値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下  
 (イ) 水質環境基準 年間平均値 1pg-TEQ/L 以下 (地下水を含む。水底の底質を除く。)  
 (ウ) 水底の底質 150pg-TEQ/g 以下  
 (エ) 土壌環境基準 1,000pg-TEQ/g 以下  
 調査指標 (汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準) 250pg-TEQ/g 以上

## ウ 排出基準

## (ア) 大気排出基準

特定施設の種類の	新設施設	既設施設
銑鉄製造業焼結炉 (原料処理能力1 t/h 以上)	0.1	1
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量1,000kVA 以上)	0.5	5
亜鉛回収施設 (原料処理能力0.5t/h 以上)	1	10
アルミニウム合金製造施設 (溶解炉は容量1 t 以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力0.5t/h 以上)	1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積0.5平方メートル以上又は焼却能力50kg/h 以上)	4 t/h 以上	0.1
	2 t/h ~ 4 t/h	1
	2 t/h 未満	5

備考 1 m<sup>3</sup>N : 温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル

2 酸素濃度補正 : 廃棄物焼却炉12%、焼結施設15%

3 既設施設とは、平成12(2000)年1月14日以前に設置された施設 (設置の工事が着手されたものを含む。)

4 平成9(1997)年12月2日以降に設置された (設置の工事が着手されたものを含む。) 廃棄物焼却炉 (火格子面積2 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200kg/h 以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準を適用。

## (イ) 水質排出基準 10pg-TEQ/L

特定施設の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</li> <li>・ カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</li> <li>・ 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・ アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、排ガス洗浄施設</li> <li>・ 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</li> <li>・ カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン等の製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設並びに熱風乾燥施設</li> <li>・ アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・ 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・ 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 廃棄物焼却炉（火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が50kg/時以上のものに限る。）から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</li> <li>・ 廃PCB又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設</li> <li>・ フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法等によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・ 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設</li> <li>・ 上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設</li> </ul>

## (ウ) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

3 ng-TEQ/g を超えるばいじん等は、特別管理産業廃棄物に該当し、セメント固化等重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態で処分するか保管することとなる。

## (エ) 廃棄物最終処分場の維持管理基準

放流水は、水質排出基準と同レベルの排水基準を適用し、飛散防止対策を強化すること等

(参考) pg-TEQ (ピコグラム) : 1兆分の1g

ng-TEQ (ナノグラム) : 10億分の1g

TEQ : 毒性等量 (異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、各異性体の毒性等価係数により換算した値)

例えば、2,3,7,8-四塩化ジベンゾフラン : 係数 0.1



## (4) 騒音・振動関係

## ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して定められている。

## (7) 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

## (イ) 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

(単位：dB (等価騒音レベル))

地域の類型	基準値		(地域の類型) AA：特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居、商業、工業地域 (時間区分) 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時
	昼間	夜間	
AA	50以下	40以下	
A及びB	55以下	45以下	
C	60以下	50以下	

## (ウ) 道路に面する地域

(単位：dB (等価騒音レベル))

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

## (エ) 幹線道路を担う道路に近接する空間についての特例基準値

(単位：dB (等価騒音レベル))

基準値		(備考) 個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれている場合は屋内へ透過する騒音も係る基準(昼間45以下、夜間40以下)によることができる。
昼間	夜間	
70以下	65以下	

## イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

## (7) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

	市名
市	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、周南市、山陽小野田市
計	8市

## (イ) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：dB)

地域の類型	基準値	
I	主として住居の用に供される地域	70以下
II	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

## ウ 航空機騒音に係る環境基準

## (7) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

県内4飛行場（岩国飛行場、防府飛行場、山口宇部空港、小月飛行場）周辺

市名	
市	下関市、宇部市、防府市、岩国市、山陽小野田市
計	5市

## (イ) 航空機騒音に係る環境基準

(単位：dB)

地域の類型		基準値
I	専ら住居の用に供される地域	57以下
II	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62以下

※H25.4.1からLdenが施行された。

## エ 騒音規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

市町名	
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

## オ 騒音規制法第17条の規定に基づく自動車騒音の要請限度

## (7) 騒音規制法第17条の規定に基づく地域の指定状況

市町名	
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

## (イ) 幹線交通を担う道路に近接する区域以外の区域に係る限度

(単位：dB（等価騒音レベル）)

区域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(区域の類型)

- a区域：専ら住居の用に供される区域
- b区域：主として住居の用に供される区域
- c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

## (ウ) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

(単位：dB（等価騒音レベル）)

区域の範囲	基準値	
	昼間	夜間
2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲	75	70

## カ 特定工場等の騒音に係る規制基準

(単位：dB)

時間区分	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 午前8時から午後6時まで	50以下	60以下	65以下	70以下
朝夕 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	45以下	50以下	65以下	70以下
夜間 午後9時から午前6時まで	40以下	45以下	55以下	65以下

## キ 振動規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

## ク 特定工場等の振動に係る規制基準

(単位：dB)

時間区分	区域の区分		
	第1種区域	第2種区域（一）	第2種区域（二）
昼間 午前8時から午後7時まで	60以下	65以下	70以下
夜間 午後7時から午前8時まで	55以下	60以下	65以下

## (5) 土壤汚染関係

## ア 土壤汚染対策法に規定する区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	—
	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.01以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウムが0.003以下
六価クロム化合物		六価クロムが0.05以下	六価クロムが250以下
シアン化合物		シアンが検出されないこと	遊離シアンが50以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が15以下
セレン及びその化合物		セレンが0.01以下	セレンが150以下
鉛及びその化合物鉛		鉛が0.01以下	鉛が150以下
砒素及びその化合物		砒素が0.01以下	砒素が150以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素が0.8以下	ふっ素が4,000以下
ほう素及びその化合物		ほう素が1以下	ほう素が4,000以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

備考

有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## イ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキササン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

## 備考

有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

## (6) 環境影響評価制度

## ア 環境影響評価の対象となる事業（山口県環境影響評価条例、環境影響評価法対照表）

事業の種類		第1種事業		第2種事業	
		条例	法	条例	法
1 道路	高速自動車国道	全て	同左	—	—
	一般国道等 （一般国道、 県市町道）	4車線以上かつ 長さ10km以上	同左	4車線以上かつ 5km以上10km未満	4車線以上かつ 7.5km以上10km未満
		4車線以上かつ 長さ10km以上	—	4車線以上かつ 5km以上10km未満	—
	林道	幅員6.5m以上かつ 長さ20km以上	同左*1	6.5m以上かつ 10km以上20km未満	6.5m以上かつ 15km以上20km未満*1
2 ダム等	ダム	貯水面積100ha以上	同左*4	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*4
	堰	湛水面積100ha以上	同左*4	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*4
	放水路	改変面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
3 鉄道、軌道	新幹線鉄道	全て	同左	—	—
	普通鉄道	長さ10km以上	同左	5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
	新設軌道	長さ10km以上	同左	5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
4 飛行場		滑走路2,500m以上	同左	2,500m未満	1,875m以上2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力3万kW以上	同左*4	1.5万kW以上3万kW未満	2.25万kW以上3万kW未満*4
	火力発電所	出力15万kW以上	同左	7.5万kW以上15万kW未満	11.25万kW以上15万kW未満
	地熱発電所	—	出力1万kW以上	—	0.75万kW以上1万kW未満
	原子力発電所	全て	同左	—	—
	風力発電所	出力1万kW以上	出力5万kW以上	0.5万kW以上1万kW未満	3.75万kW以上5万kW未満
	太陽光発電所	面積100ha以上	出力4万kW以上	面積50ha以上100ha未満 又は森林伐採区域20ha以上	3万kW以上4万kW未満
6 廃棄物 処理施設	ごみ焼却施設又は 産業廃棄物焼却施設	処理能力200t/日 以上	—	—	—
	し尿処理施設	処理能力200kL/日 以上	—	—	—
	一般廃棄物又は産業 廃棄物の最終処分場	埋立面積30ha以上	同左	15ha以上30ha未満	25ha以上30ha未満
7 工場又は事業場		燃料使用量15kL/時以上 又は排水水量1万m <sup>3</sup> /日以上	—	—	—
8 下水道終末処理場		敷地面積10ha以上	—	—	—
9 スポーツ又は レクリエーション施設	ゴルフ場等	面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
	スポーツ施設	面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
10 水面の埋立て又は干拓		面積50ha超	同左	15ha以上50ha以下	40ha超50ha以下
11 土地区画整理事業		面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
12 住宅団地の造成		面積100ha以上	同左*2	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*2
13 流通業務団地の造成		面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
14 工業団地の造成		面積100ha以上	同左*3	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*3
15 鉱物又は岩石の採取		面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
16 複合開発整備事業		9、12、13、14の項に 掲げる2以上の事業を 併せ実施する事業（合 計面積100ha以上）	—	9、12、13、14の項に掲げ る2以上の事業を併せ実施 する事業（合計面積50ha以 上100ha未満）	—
港 湾 計 画		条例：国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が150ha以上（法：国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が300ha以上）			

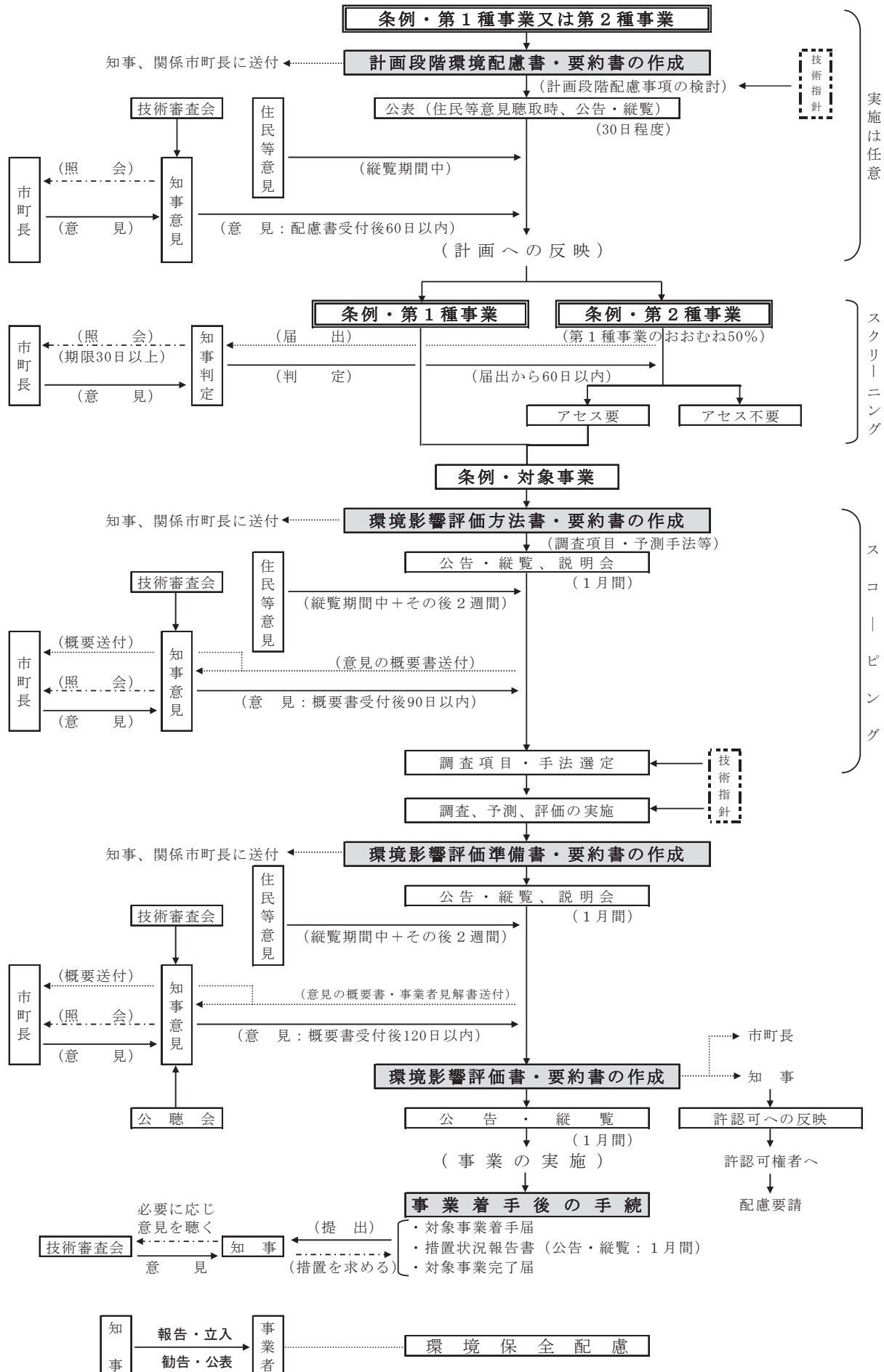
注) 1 この表は、山口県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1に掲げる新設等の事業について要約したものであり、改築、変更等の事業は省略している。

2 法において、\*1は大規模林地事業、\*2は新住宅市街地開発事業等、\*3は地域振興整備公団事業等について適用されることを示しており、\*4はダム・堰と水力発電所が併設される場合の細区分があることを示す。

3 法対象事業又は判定を受ける前の法第2種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続が行われることとなり、条例の第1種事業及び第2種事業から除かれる。

### イ 山口県環境影響評価条例の手続の流れ

(環境影響評価法の手続についても、環境大臣の関与を除き、ほぼ同様の手続の流れである。)



資料

## 9. 山口県環境日誌

月・日	事項	説明	所管課名
令和5年度 4月			
1日	夜間不法投棄パトロール（～3/31）	・廃棄物の不法投棄防止対策等として、警備会社に委託して平日の夜間、土日及び休日のパトロールを実施	廃棄物・リサイクル課探検課
15日	みどりの月間（～5/14）	・国民一人ひとりが自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ	自然保護課
20日	第1回山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議	・全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るため実施	廃棄物・リサイクル課探検課
26日	第3回地域脱炭素に向けた検討会議	・ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業について 等	環境政策課
5月			
1日	産業廃棄物行政に係る市町職員併任辞令交付		廃棄物・リサイクル課探検課
9日	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第1回会議（書面開催） 令和5年度第1回環境やまぐち推進会議（書面開催）	・2022年度事業実績等について  ・会長及び副会長の選任について ・環境やまぐち推進会議設置要綱の一部改正について	環境政策課  環境政策課
14日	探鳥会（きらら浜）	・野鳥観測の実施 参加者：25名	自然保護課
10日	愛鳥週間（～5/16）		自然保護課
16日	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第1回事務局会議	・実務者会議等の開催方法等について ・発表会の継続について 等	環境政策課
21日	日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃「スタート清掃」	・長門市大浦海岸で清掃活動を実施 参加者：400名	廃棄物・リサイクル課探検課
25日	山口県瀬戸内海環境保全協会総会 日韓海峡沿岸環境技術交流事業2023年第1回実務者会議（Web会議）	・事業実績、事業計画等 ・第5回環境政策・研究事例発表 等	環境政策課 環境政策課
31日	やまぐちエコ市場通常総会・環境セミナー	・通常総会：役員の選任、令和4年度事業実績、令和5年度の事業計画について ・環境セミナー：[テーマ]脱炭素化・循環経済の新たなシステムづくりに向けて	廃棄物・リサイクル課探検課
6月			
1日	環境月間（～6/30）  瀬戸内海環境保全月間（～6/30） 不法投棄防止対策強化月間（～6/30）  住環境衛生推進月間（～6/30）  水道週間（～6/7）	・監視パトロールの強化、廃棄物処理業者等の指導の徹底による不法投棄防止対策の推進 ・広く住民に住環境衛生について周知し衛生的で快適な生活環境づくりを推進 ・安全で良質な水を安定的に供給できる水道の構築等についての普及啓発	環境政策課 廃棄物・リサイクル課探検課 環境政策課 廃棄物・リサイクル課探検課  生活衛生課  生活衛生課
5日	山口県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（Web開催）	・産業廃棄物の不適正処理・不法投棄等の防止について協議	廃棄物・リサイクル課探検課
9日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル課探検課
16日	令和5年度第2回環境やまぐち推進会議（Web会議併用）	・令和5年度重点取組について ・構成団体の取組事例について 等	環境政策課
21日	県内一斉ライトダウンキャンペーン（～7/7）		環境政策課
7月			
21日	自然に親しむ運動（～8/20）	・自然に親しむことを通じ、心身の健康を増進するとともに、自然環境の適正利用の普及を図る	自然保護課
22日	2050ゼロカーボン・チャレンジキックオフセレモニー	・ぶちエコやまぐちアンバサダー任命証交付式、ゼロカーボン教室、電動車や県産省・創・蓄エネ関連設備の紹介などを実施	環境政策課



月・日	事項	説明	所管課名
8月			
10日	山口県自然環境審議会自然保護部会（書面開催）	・自然公園事業の決定について	自然保護課
16日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small>
25日	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第2回事務局会議	・第2回実務者会議における次の議題に係る日本側意見のとりまとめ	環境政策課
9月			
1日	オゾン層保護対策推進月間（～9/30） 産業廃棄物適正処理推進期間（～10/31）	・オゾン層保護に関する啓発の実施 ・産業廃棄物多量排出事業所の調査や監視パトロールの強化等により不適正処理の防止対策を推進	環境政策課 廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small>
4日	山口県環境審議会	・令和6年度水質測定計画（公共用水域及び地下水）の作成について（諮問） ・山口県環境基本計画の改定について（諮問） ・山口県産業廃棄物税について（報告）	環境政策課
6日	山口県環境審議会環境企画部会 第4回地域脱炭素に向けた検討会議	・山口県環境基本計画の改定について ・第1回地域脱炭素ステップアップ講座 地域特性及び地域課題の整理、温室効果ガス排出量等の状況の把握方法 等	環境政策課 環境政策課
8日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small>
11日	焼却灰減量化事業連絡会議	・灰処理単価改定について	廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small>
12日	山口県自然環境保全審議会 山口県自然環境保全審議会自然保護部会 山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会	・会長及び副会長の選出について 等 ・部会長の選出について ・山口県立自然公園条例の改正について ・部会長の選出について	自然保護課
15日	山口県環境影響評価技術審査会（第1回）	・鳥獣保護区特別保護地区の指定について ・会長及び副会長の選任 ・（仮称）新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（諮問） ・柳井発電所2号系列リプレース計画に係る計画段階環境配慮書について（諮問）	環境政策課
24日	環境衛生週間（～10/1）	・ごみ排出抑制、リサイクル等の推進、ごみの散乱防止、浄化槽の適正な管理の推進等	廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small>
10月			
1日	循環型社会形成推進月間（～10/31） 食ロス削減月間（～10/31） 全国・自然歩道を歩こう月間（～10/31）	・循環型社会の形成に対する関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高める取組を推進 ・食品ロス削減の推進に向け、住民、事業者及び行政が一体となり、意識の高揚と取組を推進 ・多くの人々が全国の長距離自然歩道をはじめ、自然や文化に恵まれた自然歩道を歩くことを推進	廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small> 廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small> 自然保護課
13日	第2回山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議	・全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るための実施	廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small>
19日	優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会（～10/20）	・廃棄物処理法の概要と優良産廃処理業者認定制度等	廃棄物・リサイクル課 <small>探観課</small>
20日	山口県環境影響評価技術審査会（第2回）	・（仮称）新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申） ・柳井発電所2号系列リプレース計画に係る計画段階環境配慮書について（答申）	環境政策課
21日	県内一斉ノーマイカーデー アースバトン～九州・山口の未来～（～10/22）	・環境分野で活躍する先人や同世代との交流を深めながら、フィールドワーク等を通じて環境について学習	環境政策課 環境政策課

月・日	事項	説明	所管課名
26日	日韓海峡沿岸環境技術交流事業2023年第2回実務者会議（Web会議）	・第6回環境政策・研究事例発表 等	環境政策課
31日	鳥獣保護区の指定等に関する告示	・鳥獣保護区等の指定（21箇所）	自然保護課
11月			
1日	狩猟（イノシシ、シカ）の解禁（～3/31）		自然保護課
6日	産業廃棄物排出事業者レベルアップセミナー	・適正処理に向け、起点となる排出事業者の法令遵守の意識醸成 参加者：86名	廃棄物・リサイクル課
7日	山口県環境保全活動功労者等表彰式		環境政策課
14日	やまぐちエコ市場 見学会	・[テーマ]廃プラスチックの資源循環 参加者：会員19名	廃棄物・リサイクル課
15日	狩猟（イノシシ、シカを除く）の解禁（～2/15）		自然保護課
20日	第5回地域脱炭素に向けた検討会議	・第2回地域脱炭素ステップアップ講座 温室効果ガス排出量等の状況と課題の整理、将来推計、削減目標等の設定、施策の立案例 等	環境政策課
28日	山口県自然環境保全審議会自然保護部会	・山口県立自然公園条例の改正について ・自然公園事業の決定について	自然保護課
30日	令和5年度環境影響評価に係る審査会意見交換会	・講演及び意見交換の実施	環境政策課
12月			
1日	大気汚染防止推進月間（～12/31） ライトダウンキャンペーン（～12/31）		環境政策課 環境政策課
10日	山東省環境保全技術交流（～12/15）	・研修生受入（5名）	環境政策課
14日	山口県環境影響評価技術審査会（第3回）	・（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について（諮問）	環境政策課
15日	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第2回会議（書面開催）	・2023年度事業補正予算（案）について	環境政策課
19日	瀬戸内海環境保全研修会（水質保全研修会及びふるさと川セミナー）	・瀬戸内海の環境保全に関して顕著な功績のあった者の表彰式、標語・川柳の入賞作品の表彰式及び瀬戸内海の環境保全に係る講演会を開催	環境政策課
1月			
16日	山東省環境保全技術交流（～1/20）	・技術指導者派遣（2名）	環境政策課
2月			
1日	山口県環境審議会水質部会	・令和6年度公共用水域水質測定計画（案）について ・令和6年度地下水の水質測定計画（案）について 等	環境政策課
7日	第6回地域脱炭素に向けた検討会議	・第3回地域脱炭素ステップアップ講座 削減目標の達成及び地域課題の解決、地域の魅力と質の向上に資する施策の立案、気候変動影響への適応に関する整理 等	環境政策課
15日	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第3回事務局会議	・令和6年5月開催の実務者会議における協議事項 等	環境政策課
20日	山口県環境審議会環境企画部会 山口県環境影響評価技術審査会（第4回）	・山口県環境基本計画の改定について ・（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について（審議）	環境政策課 環境政策課
28日	山口県環境政策推進本部 本部員会議	・令和5年度の取組実績・総括と令和6年度の事業計画 ・熱中症対策の強化	環境政策課
3月			
15日	やまぐちエコ市場 研修会 山口県環境影響評価技術審査会（第5回）	・環境マネジメントシステム（EMS）関連セミナー及び環境法令等セミナー ・（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について（答申）	環境政策課 廃棄物・リサイクル課
18日	山口県食品ロス削減推進協議会（書面開催） 第7回地域脱炭素に向けた検討会議	・令和5年度事業実績、令和6年度の事業計画について ・ゼロカーボン・ドライブの取組開始に係る現地説明会	廃棄物・リサイクル課 環境政策課

月・日	事項	説明	所管課名
19日	山口県リサイクル製品利用促進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定リサイクル製品の紹介・事例発表</li> <li>認定リサイクル製品の利用促進に向けた支援策の紹介</li> </ul>	廃棄物・リサイクル対策課
22日	山口県海岸漂着物対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度海洋ごみ対策の実施状況について</li> <li>令和6年度海洋ごみ対策の事業計画案について 等</li> </ul>	廃棄物・リサイクル対策課
22日	山口県容器包装廃棄物削減推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度事業実績、令和6年度の事業計画について</li> </ul>	廃棄物・リサイクル対策課

## 10. 用語の解説

(あ)

### I o T (Internet of Things)

「モノのインターネット」と呼ばれ、身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続することで、それらの「モノ」の情報をやり取りすることが可能になる仕組み。

### ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものである。

### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される。主な発生源は工場・事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出される。硫黄酸化物には二酸化硫黄、三酸化硫黄等があるが、燃焼に伴って生成される物のほとんどは二酸化硫黄である。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

### 石綿 (アスベスト)

蛇紋岩又は角閃石の非常に細かい繊維状のものをいう。耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性等に優れ、工業用、建築物用など用途が広い。石綿肺（アスベスト肺）、肺がん、悪性中皮腫等の原因となる。国内では平成16（2004）年10月に原則として石綿含有建材の使用が禁止された。

### 一酸化炭素 (CO)

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症を起こしたりする。大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

### 一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいう。

### 栄養塩類

窒素、りん、ケイ素など、植物や藻類が正常な生活を営むのに必要な無機塩類をいう。植物等が生長するときに大量に必要とされ、植物等の生長・増殖を制限している物質を指す。

### エコアクション21 (EA21)

国際規格の ISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものである。

### エシカル消費

「倫理的消費」ともいい、フェアトレード商品やエコ商品、リサイクル製品、被災地産品など、人や社会、地球環境のことに配慮して作られたものを積極的に購入又は消費すること。また、太陽光や風力といったクリーンな自然エネルギーの利用も環境への負荷が少ない消費である。

### Lden (エルデン)

時間帯補正等価騒音レベルのことで、昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた一日の等価騒音レベルである。(単位 dB)。平成25（2013）年4月1日から、航空機騒音の単位が WECPNL から Lden に変更された。

### オゾン層保護

大気中に放出されたフロンは、成層圏まで上昇すると太陽光の紫外線によって分解し塩素原子を生じ、成層圏のオゾン層を破壊する。その結果、地表に到達する有害な紫外線量が増加し、人や生態系に影響を及ぼす恐れがあることから、フロン等の生産規制や排出抑制に国際的に取り組んでいる。

### 汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、COD等の汚濁物質の量をいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。

### 温室効果 (温室効果ガス)

大気中の二酸化炭素等が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素等があり、これらを温室効果ガスという。

(か)

### 海洋ごみ

海面に浮遊する漂流ごみ、海岸などにある漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称。

### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量（人為的）」から、植林、森林管理などによる「吸収量（人為的）」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

### 環境アドバイザー (講演型環境学習指導者)

高度な専門知識と経験及び講演等の実績があり、地域における講演活動を通じ、環境の保全に関する知識の普及及び実践活動について指導及び助言を行う。

## 環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し意見を求める手続きをいう。

## 環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

## 環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、定期的に見直しが行われ、令和6（2024）年5月に第6次計画が閣議決定された。

## 環境基本法

地球環境時代に対応した環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として公害対策基本法に代わり平成5（1993）年11月に公布、施行された。この法律では、環境の保全に関する基本的な施策の総合的枠組みを定めている。

## 環境の日

事業者及び国民が広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する行動を行う意欲を高めるために、環境基本法において「国連人間環境会議」が開催された6月5日を環境の日と定めた。

## 環境パートナー（体験型環境学習指導者）

環境に関する体験学習の取組について知識や技能及び豊富な経験があり、地域におけるフィールド等を利用した体験学習、工作教室等を通じ、環境の保全に関する知識及び実践活動について、指導及び助言を行う。

## 環境マネジメントシステム

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものをいう。

## 気候変動適応

温室効果ガス排出削減の取組などを実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を防止・軽減していくこと。

## 近隣騒音

家庭から出るピアノやクーラーの音、学校、広場から発生する音、飲食店等の営業に伴う音、拡声器による商業宣伝の音など生活の中で発生し、近隣の人々に影響を及ぼす騒音をいう。

## グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。  
※日々の買い物で環境への配慮を大切にしている商品や店を選び、地球環境を大切にする暮らしを創っていくようにする人々は「グリーンコンシューマー」と呼ばれている。

## 光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称である。  
この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

## 降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶解性成分と溶解性成分に分かれる。

## こどもエコクラブ

幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動・学習を目的としたクラブのことで、環境省が、平成7（1995）年6月から募集登録をしており、全国的に活動が展開されている。

## （さ）

### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、中小水力、バイオマスなどは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないことから、再生可能エネルギーと呼ばれている。  
再生可能エネルギーは、発電時や利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、環境にやさしいエネルギーである。

### 30by30（サーティ・バイ・サーティ）

生物多様性に係る新たな世界目標の一つで、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

## 里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域をいう。

## 里山

都市や農山村の暮らしの身近にあり、かつては薪炭生産など人と深い関わりをもっていた森林で、本県の森林の大半を占める。

## 産業廃棄物

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいう。

## 酸性雨

工場や自動車等から、石油、石炭等の燃料に伴って、大気中に排出される硫黄酸化物や窒素酸化物により酸性化する雨水などを示し、一般に pH が5.6以下の雨をいう。

## COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。（→BOD）

## 次世代自動車

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車等の環境負荷の低い自動車のことをいう。

## 自然共生サイト

生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方自治体による様々な取組によって、（本来の目的に関わらず）生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。

## 循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会をいう。

## 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のこと。

## 3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生・排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の言葉の頭文字Rをとって3Rという。

## 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。生物多様性条約では、全ての生物の間に違いがあることを定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

## ゼロエミッション

平成6（1994）年に国連大学（国連総会が設定した学術機関）が提唱した「廃棄物を出さない産業構想」のことで、通常「廃棄物ゼロ」などと訳されている。排出された廃棄物を新たな分野（産業）に活用することで最終的に廃棄物をゼロにするという考え方。我が国でもこのコンセプトに基づいた計画やプロジェクトが多く実施されている。

## ゼロカーボン・ドライブ

再生可能エネルギー電力と電気自動車を組み合わせて活用する取組のこと。

## 騒音レベル

JIS に規定されている指示型の騒音計で測定して得られる dB（デシベル）数であり、騒音の大きさを表す。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値を dB（A）で表す。騒音の規制基準などは、全て騒音レベルによる。

## （た）

## ダイオキシン類

一般に、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラダイオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶが、ダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて定義している。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程等がある。

## 大腸菌群数

排水基準において、ふん便汚染の指標としている。大腸菌群は、大腸菌及び大腸菌によく似た性状を示す菌の総称。

## 耐容一日摂取量（TDI）

人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量のことである。

## WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価平均感覚騒音レベル）の略。航空機1機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位である。

## 炭化水素

塗装・印刷工場、ガソリン等の貯蔵タンク、自動車などの人為的発生源から排出される。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

## 地域循環圏

製造者、販売者、消費者等から発生する廃棄物や未利用資源などを、その特性に応じてリサイクル事業者等が処理を行い、処理したものを生産者等が有効活用する、最適な規模の循環が行われる地域をいう。

## 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されている。窒素酸化物は、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

## 低周波音

人間の耳で聞き取ることができる範囲以下の低い周波数の空気振動で、工場施設や道路等から発生することがある。これにより、ガラス窓や戸、障子等の建具のがたつきや振動等の物理的影響と眠りの妨げられる頭痛がするなどの生理的影響が生じる。また、低周波空気振動音圧レベルとは、家具等のがたつきを起こすといわれる低い周波数範囲（1～100Hz）の音圧レベルをいう。（単位 dB）

## デシベル（dB）

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dB という記号で表す。

## 電気伝導率

汚染度の目安で、雨水中の数値が大きいほど、電流を流す役割の不純物（イオン成分）が多く含まれることを示す。

## 電動車

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）等の電力により走行する自動車のことをいう。

### （な）

## 燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもの。水素は、天然ガス、メタノールなど石油代替燃料から生成したものなどを用い、酸素は大気中の酸素を用いる。

### （は）

## ばい煙

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛等の有害物質をいう。

## バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のことをいう。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も行われており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

## BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質（主として有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。（→COD）

## 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が2.5μm以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされている。

## 非メタン炭化水素（NMHC）

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたものをいう。

## pH（水素イオン濃度）

液体中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7を中性、7より大きい物をアルカリ性、7より小さい物を酸性という。

## ppm

ごく微量の物質の濃度を表すのに使われ、ppmは、100万分の1を意味する。例えば、空気1m<sup>3</sup>中に1cm<sup>3</sup>の物質が含まれているような場合、この物質の濃度を1ppmという。

さらに低い濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

## P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）

Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれぐらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

## 富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域において、工場排水、家庭排水、農業廃水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象をいう。海域における赤潮の発生原因の一つといわれる。

## フードマイレージ

食料の生産地から消費地までの輸送距離に重量をかけ合わせた数値のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少なくなるという考え方である。

## 浮遊物質質量（SS）

水中に懸濁している個体や浮遊固形物をいい、環境基準では河川及び湖沼の汚濁指標として採用される。

## 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10 $\mu$ m以下のものをいう。

## フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン（CFCs）と呼ぶ。

化学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

## 分散型エネルギー

火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電するエネルギーに対して、太陽光や風力、地中熱など地域に分散している比較的小規模なエネルギーのことをいう。

## 粉じん

アスベスト等の特定粉じんと、物の破壊、選別、その他の機械的処理の鉱物等の堆積に伴い発生し又は発散する一般粉じんがある。

### （ま）

## マニフェストシステム

排出事業者が産業廃棄物を処理業者に処理委託する場合、その産業廃棄物が適正に処理されたかを排出事業者自らがマニフェスト（産業廃棄物管理票）で確認する制度のことをいう。これにより収集運搬、処理等の事故や不法投棄等の不適正処理を未然防止することができる。

### （や）

## やまぐちエコリーダースクール

児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成するため、環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）を取り入れ、全校規模で環境教育に取り組み、その成果が認められた学校を「やまぐちエコリーダースクール」として認証する。

## 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等である。

## 優良産廃処理業者

都道府県・政令市が通常の許可基準よりも厳しい基準に基づき審査し、認定した産業廃棄物処理業者で、遵法性及び事業の透明性が高く、財務内容も安定している。

## 溶存酸素量（DO）

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、普通7～14mg/L程度であるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため、溶存酸素量は減少する。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

### （ら）

## ラムサール条約

昭和46（1971）年、イランの都市ラムサールで「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されたため、「ラムサール条約」と呼ばれるようになった。

## リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

## リデュース（発生・排出抑制）

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することをいう。リユース、リサイクルよりも優先される取組である。

## リユース（再使用）

循環資源を製品としてそのまま使用することをいう（修理を行ってこれを使用することを含む）。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものである。

## 類型指定

水質汚濁及び騒音環境基準については、国において複数の段階に区分した類型ごとに基準値が示されている。これに基づき国及び県が、河川等の水域又は地域ごとに適用する類型を指定している。

## レッドデータブック

絶滅の恐れがある野生生物の種を選定し、その生息・生育状況を解説した報告書。名称は国際自然保護連合（IUCN）が初めて発行したものの表紙が赤だったことによる。